

資金分配団体公募受付システムDB

1.助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことから、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

■申請団体が申請に際して確認する事項

(1)欠格事由について	欠格事由について確認しました
(2)公正な事業実施について	公正な事業実施について確認しました
(3)規程類の後日提出について	規程類の後日提出について確認しました
(4)情報公開について（情報公開同意書）	情報公開について確認しました

■申請団体に関する記載

申請団体の名称

公益財団法人信頼資本財団(24通1)

団体代表者 役職・氏名

代表理事 熊野(川島)和子

法人番号

1010005013598

申請団体の住所

京都府京都市上京区室町通丸太町上る大門町2 5 3 番地

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

1.助成申請情報欄の内容につき、誓約します

2.連絡先情報

担当者 部署・役職・氏名

担当者 メールアドレス

担当者 電話番号

3.コンソーシアム情報

(1)コンソ シアムの有無

コンソ シアムで申請し
ない

コンソーシアムに関する誓約

誓約する団体の名称	誓約する団体の代表者氏名	誓約する団体の役割

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請
なお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

1 コンソ アム構成団体は、幹事団体を通じてコンソ アムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配 団体として採択された場合は、 般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金

2.本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変 更があった場合は申請を取り下げます。

3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の（１）～（４）の事項等

(1)欠格事由について

(2)公正な事業実施について

(3)規程類の後日提出について（※通常枠のみ該当）

(4)情報公開について（情報公開同意書）

4. コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

4.事業情報の登録・事業関連書類の提出

事業名

学びの多様化を一条校にち

複数選択

イノベーション企画支援事業

休眠預金活用事業
 事業計画書
 【2024年度通常枠】
 ※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「Ⅱ．事業概要」までとします。

必須

申請時入力不要

任意

基本情報					
申請団体		資金分配団体			
資金分配団体	事業名（主）	学びの多様化を一条校にも			
	事業名（副）	芽を出し始めた多様な教育への流れを加速する			
	団体名	公益財団法人信頼資本財団	コンソーシアムの有無	なし	
事業の種類1		③イノベーション企画支援事業			
事業の種類2					
事業の種類3					
事業の種類4					

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域／分野	
☐	(1) 子ども及び若者の支援に係る活動
☐	① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
☐	② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
☐	③ 社会課題の解決を担う若者の能力開発支援
☐	⑨ その他
☐	(2)日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
☐	④ 働くことが困難な人への支援
☐	⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
☐	⑥女性の経済的自立への支援
☐	⑨ その他
☐	(3)地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
☐	⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
☐	⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
☐	⑨ その他
☐	その他の解決すべき社会の課題

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
_4.質の高い教育をみんなに	4.1 2030年までに、全ての子供が男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。	不登校児童生徒が増えている社会において、多様な学びを選択できる場を増やすことで、より多くのこどもたちが質の高い教育を受けられる機会を創出することができる。
_10.人や国の不平等をなくそう	10.2 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。	教育に多様性がなければ、画一的な教育が自分に合わないと感じるこどもたちが教育を受ける機会を無くすという不平等を被ることになるが、多様な学びを選択できる状況を増やすことによって、これを解消することができる。

_11.住み続けられるまちづくりを	11.1 2030年までに、全ての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。	学校は地域の重要な要素であり、基本的なサービスを提供する場であるにとらえ、人々が集う場、精神的な支柱としての役割を果たしているという視点が必要である。 人口減少によって行政区を超えた広域を地域とする場合であっても、そこに学校があるということは、住み続けられる地域にしていくなために欠かせない条件である。

I .団体の社会的役割

(1)団体の目的	183/200字
良好な社会関係の創出により、①地域環境の保全または自然環境の保護及び整備などの環境の保護、②児童又は青少年の健全な育成などの教育の充実、③障害者もしくは生活困窮者または事故、災害もしくは犯罪による被害者の支援などの社会福祉の増進、④地域社会の健全な発展の促進などの地域振興に寄与する。 社会関係性の充実によって、孤独・孤立を生まない相互扶助社会の実現を目指している。	
(2)団体の概要・活動・業務	188/200字
社会関係資本（信頼資本）を重視する非営利・営利を問わない社会事業者を下記の方法により支援することによって、社会課題解決に向き合っている。 1. 信頼資本融資事業（無利子・無担保・無保証融資） 2. 各種助成事業 3. 社会的事業に関する知恵知見の蓄積事業（解決策の共有によってより多くの解決をはかる） 4. 社会デザイン事業（社会関係資本を増幅する事業の実施） 5. 社会事業家育成事業	

II .事業概要					国外活動の有無	－	資金提供契約締結日	採択後の契約時に用いる欄です
実施時期						全国	本事業における、不動産（土地・建物）購入の有無 ※助成金で土地の購入はできません。建物の購入（建物新築含む）は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められます。詳しくは公募要領をご確認ください。	なし
	（開始）	2024/10/1	（終了）	2027/3/31	対象地域			
直接的対象グループ	1. 多様な学びの実践や地域との連携に実績がある団体 2. 多様な学びを広げることを意識し、一条校と交流しているオルタナティブスクール					（人数）	採択予定4団体	

最終受益者	採択された団体が関与する地域のこども、その世帯、地域コミュニティの人々	(人数)	採択団体の学びの場に通うこどもの数
事業概要	不登校児童生徒の急増により、一条校においては「学びの多様化学校」や公立夜間中学校などの設置が、一条校以外に対しては多様な学びを保障する動きが加速している。 一方、学びの内容は、生成AIの進化により、大きく変容せざるを得ないことが予想される。 以上により、経済格差を超えて多様な学びにアクセスできるようにするための具体的取組みが重要になっている。 本事業では、「多様な学び」を標榜し、その実践のために、一条校を新設しようという試み、あるいはオルタナティブスクール(フリースクールを含む、以下同様)の学びを一条校に移植する試みを支援する。 さらに、周辺地域の活性化、事業形態の垣根を超えた情報交換の場の醸成を目指す。 1. 一条校の設立支援 2. オルタナティブスクールの成功事例を一条校に移植するための支援 3. 地域との連携支援 (1) 1や2を推進する教育団体とその地域住民の連携を 支援することにより、住み続けられる地域づくりに学びの場が貢献するモデルを模索 (2) 行政特に教育委員会との連携を支援 4. 採択団体が最初のメンバーとなり一条校・非一条校を問わず多様な学びに積極的な団体が参画するプラットフォーム構築を開始 (1) 成功事例や課題のデータベース化 (2) 実践内容共有支援 (3) 対面研究会の開催 (4) 教職員研修実施支援		
576/600字			

III.事業の背景・課題

(1)社会課題	961/1000字
現在の日本における学校教育は、19世紀に各国で確立されていった近代学校制度、すなわち産業革命以降の社会ニーズに応えるため、一斉教授法をベースに効率性を求めた教育システムの延長線上にある。 あまねく教育を受けられるという素晴らしい面もあった一方、画一的だという負の側面を危惧する人々が現れ、日本でも個性や興味を重視する教育方法が検討、実践されるようになった。 しかし、第二次世界大戦時にその多くが失われ、戦後の高度経済成長期には、再び経済発展を支える人材育成が重視され、画一的教育や学歴社会、受験競争が広がり、様々な問題が生じるようになった。 問題を抱えたまま迎えた1990年代以降、ライフスタイルや価値観の多様化、地域コミュニティの希薄化など、社会には大きな変化が起きたが、教育が変化したとは言い難い。 すなわち、個々の学習ニーズや発達に応じた柔軟な教育の必要性の高まりにも関わらず、対応が遅れ、不登校や深刻ないじめ等、解決が困難な問題が増加し続けている。 生成AIの進化等、ハイスピードで社会が変容する時代にあって、どのような社会を目指し、次世代をどう教育するかという重要で本質的な方向性の検討が進んでいないことも、問題に拍車をかけている。 教職員を希望する人の減少や学校の統廃合などにより、在籍する教職員の業務量が増加し、個々のこどもに向き合う時間がないという現状もある。	
こうした課題の解決に向けて、近年様々なオルタナティブスクールが設立されるようになったが、既存校含め、公的支援が限られており、運営費用の多くを利用者からの会費や寄付に頼らざるを得ない状況にあるため、経済的に選択出来ない家庭を生んでいる。 また、限られた所得層や地域を対象としたり、特定の教育メソッドに基づく学びであるケースも多く、既存校での成功事例導入のハードルを高くしている。	
その他、オルタナティブスクールについては、次のような課題も指摘されている。 - 教育機会確保法で認められたものの、独自の卒業認定ができないという法的存在としての曖昧さ - 社会的認知が進んでいない - 専門性の高いスタッフの確保や専門性を向上させるための研修機会の提供の難しさ - 知識不足や情報共有不足により、従来の学校教育システムとの連携不足が発生	
(2)課題に対する行政等による既存の取組み状況	133/200字
・2023年10月に文部科学省が「不登校・いじめ緊急対策パッケージ」を発表。 ・鳥取県では、ガイドラインに準拠したフリースクールに対し経費を助成。 ・長野県では「信州型フリースクール認証制度」という取り組みを開始。 ・大阪府池田市には公設民営のフリースクールがある。	
(3)課題に対する申請団体の既存の取組状況	161/200字
・オルタナティブスクール「箕面子どもの森学園」への信頼資本融資を実施。 ・共感助成やつなぎ融資、貧困にあるこどものための基金により、こどもに学びを提供してきた「認定NPO法人キッズドア」を支援。 ・共感助成や休眠預金活用助成事業、信頼資本融資でオルタナティブスクールや学童保育所、こども食堂など様々なこどもの居場所を支援。	
(4)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義	198/200字
行政の手が届いていない社会課題解決事業が奨励されている休眠預金であれば、新たな教育方法の展開を目指す一条校の設立支援事業が実施できると考えており、実施意義は大きい。 「多様な学び化」に、既存校内でチャレンジしていくハードルは高いが、新設の一条校であれば、新たな教育法を試しやすく、成功事例は、同じ一条校での例として、取り入れ易いと考える学校が増加する可能性が高まるからというのが、その理由である。	

IV.事業設計

(1)中長期アウトカム
【5年後のアウトカム】 多様な学びの成功例をとりいれている一条校や、より大きな公費を受けて多様な学びを提供するオルタナティブスクールが増加している。 これによって、経済的に多様な学びを選択できないということも数の数が減少している。 【10年後のアウトカム】 多様な学びの成功例をとりいれている一条校や、より大きな公費を受けて多様な学びを提供するオルタナティブスクールの数がさらに増加している。 行政区を越えて多様な学びのための連携を構築している地域の数が増加している。 これによって、少子化が進む中、行政区を超えた連携に基づく子どもの多様な学びが担保される。

(2)-1 短期アウトカム（資金支援）※資金分配100字	モニタリング	指標100字	初期値/初期状態100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
多様な学びが出来るモデル校となる一条校が実行団体の中から、一校は完成している状態		実行団体グループ2校を一条校として成立させる。	0		2校
多様な学びを提供している一条校との連携を深めているオルタナティブスクールが円滑に意見交換や相互研修をできる状態		①実行団体グループを中心とした合同情報交換会の開催数（回/年間） ②相互研修を実施しているオルタナティブスクール数	0		①4ヶ月に1回の情報交換会(3回/年間) ②2校
各団体と地域住民の連携が進んでいる状態		まずは、実行団体のグループから地域の教育委員会との合同会議、地域住民と地元の学びの場を共に育成するための連携プロジェクト活動が行われていることを目指す。 定量：活動団体数	0		4団体
実行団体が最初の団体となって、一条校・非一条校の知見や意見の交換ができるプラットフォームができている状態		実行団体グループを中心とした合同情報交換会の場を設け、その交流会の開催数（回/年間）	0 共有プラットフォームがない		20団体

(2)-2 短期アウトカム（非資金的支援）※資金100字	モニタリング	指標100字	初期値/初期状態100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
一条校完成、運営に向けて必要なロードマップ・具体的なアクションを明確になり、多様な学びが出来るモデルとなる一条校が完成している状態		一条校設立に向けた ①ロードマップが描けている ②アクションプランが策定されている ③アクションプランの実施率 ④モデルケースが完成されている	①具体的なロードマップがない。 ②具体的なアクションプランがない。 ③具体的なアクションプランがない為進捗率も計測出来ない。 ④0		①具体的なロードマップが完成している。 ②具体的なアクションプランが策定されている。 ③アクションプラン進行に向けて進捗管理が行われ、PDCAが団体内で行われている。 ④多様な学びが出来る一条校が2校完成している。
多様な学びを提供している一条校との連携を深めている団体が円滑に意見交換や相互研修をできる状態		多様な学びを提供している一条校との連携を深めていく為の ①ロードマップが描けている ②アクションプランが策定されている ③アクションプランの実施率 ④モデルケースが完成されている	①具体的なロードマップがない。 ②具体的なアクションプランがない。 ③具体的なアクションプランがない為進捗率も計測出来ない。 ④0		①具体的なロードマップが完成している ②具体的なアクションプランが策定されている ③アクションプラン進行に向けて進捗管理が行われ、PDCAが団体内で行われている ④多様な学びを提供している一条校との連携を深めていく為のモデルケースの完成している
各団体と地域住民の連携が進んでいる状態		①地域住民との連携事例が出来ている。 ②地域住民との連携事例の成功事例・課題が共有されている。 ③事例を通して地域住民との連携活動の質を高める為のPDCAが回せる状態になっている。	①0 ②地域外で連携する状態にない ③0		①3団体 ②地域外で連携する場がある ③3団体
実行団体が最初の団体となって、一条校・非一条校の知見や意見の交換ができるプラットフォームができている状態		①モデルケースを作ろうとしている、または作っている団体の交流場を作る ②モデルケースのレポート化がされ、全国へ共有される状態になっている ③全国からプラットフォームへの参加をしたいという団体が現れる	①0 ②0 ③0		①一条校のモデル 2校,非一条校のモデル 2校 ②実行団体4団体の活動のレポート化がされ公開されている。 ③全国からプラットフォームへの参加希望団体が集まり20団体のプラットフォームとなっている

多様な学びを一条校へ取り入れるモデル活動事例を取りまとめ発信することで、国の検討会資料の採用、政策決定に影響を与え、国内一条校により多様な学びを取り入れる為の動きが活発化した状態		①多様な学びを一条校へ取り入れるモデル事例の創出 ②専門誌などへの掲載される ③行政機関の検討会などで紹介される	①不足している ②国内における一条校へ取り入れるための活動に関しては不足している ③国内における一条校へ取り入れるための活動に関しては不足している		①今回の事業を通じて構築される ②①が査読ある専門誌に掲載される ③①が行政機関の検討会資料などで紹介される

(3)-1 活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目	時期	
【一条校設立に向けた活動支援】 一条校の成立に向けて校舎設計・建物設備の改修に向けた資金的支援の実施、必要な物理的なリソースの整備を行う。	2025年4月～2027年3月	69/200字
【一条校との連携に向けた活動支援】 一条校との多様な学びを取り入れる為の連携に向けた資金的支援の実施、必要な物理的なリソースの整備を行う。	2025年4月～2027年3月	69/200字
【各団体と地域住民の連携の為の活動支援】 多様な学びが出来る地域づくりに向けた地域住民との対話の場を設ける。 地域住民と共同して一条校設立に向けた進捗報告や設立過程に参加できるような企画提案を行い、地元の学びの場を共に育成していく取り組む場を設ける。	2025年4月～2027年3月	125/200字
【一条校・非一条校の知見や意見の交換ができるプラットフォーム構築の為の活動】 多様な学びを一条校にも取り入れる活動を行なっているモデル校同士の交流を行い具体的活動の報告レポートの作成、共有会の実施を行う。 さらに一条校を目指す団体の輪を広げていく為のコミュニケーションの実施（説明会・地域シンポジウム・行政との連携イベント・大学教員への講演依頼や先端事例の視察なども含む）	2025年4月～2027年3月	186/200字

(3)-2 活動：組織基盤強化・環境整備：非資金的支援	時期	
【一条校設立に向けた活動支援】 学校用地・物件取得の為に専門家を交えながらの検討会、伴走型の支援を行う。	2025年4月～2026年3月	52/200字
【一条校設立に向けた活動支援】 設立準備財団の設立 及び寄付受付口座の開設、寄付募集開始に向け、専門家を交えながらの勉強会、伴走型の支援を行う。	2025年4月～2026年3月	73/200字
【一条校設立に向けた活動支援】 地域住民との対話・情報発信の活動に向け、専門家を交えながらの勉強会、伴走型の支援を行う。	2025年4月～2026年3月	60/200字
【一条校設立に向けた活動支援】 私学審議会の実施に向け、専門家を交えながらの勉強会、伴走型の支援を行う。	2025年4月～2026年3月	52/200字
【一条校設立に向けた活動支援】 企業版ふるさと納税、GCFの寄付募集実施に向け、専門家を交えながらの勉強会、伴走型の支援を行う。	2025年4月～2026年3月	64/200字
【一条校設立に向けた活動支援】 都道府県私立学校主管部課向けの書類提出に向け、専門家を交えながらの勉強会、伴走型の支援を行う。	2026年4月～2027年3月	63/200字
【一条校設立に向けた活動支援】 学校法人設立に向けて団体のいる都道府県私立学校主管部課向けの書類提出に向けて専門家を交えながらの勉強会、伴走型の支援を行う。	2026年4月～2027年3月	78/200字
【一条校設立に向けた活動支援】 開校に向けて生徒募集・教員募集の為に活動を支援を行う。	2026年4月～2027年3月	43/200字
【一条校との連携を進めようとしている団体が円滑に意見交換や相互研修ができる為の活動支援】 多様な学びを一条校へ取り入れる為の各実行団体が実践した内容のレポート化、また専門家を交えながらの勉強会、伴走型の支援を行う。	2025年4月～2027年3月	107/200字
【一条校との連携を進めようとしている団体が円滑に意見交換や相互研修ができる為の活動支援】 多様な学びを一条校へ取り入れる為の制度提言に向けた諮問委員会の立ち上げ、運営サポートを行う。	2025年4月～2027年3月	91/200字
【各団体と地域住民の連携の為に活動支援】 実行団体が所属する地域住民・行政・教育委員会と連携を行いながら、多様な学びを一条校にも取り入れる為の情報交換会、イベントを実施する。 具体的には、職員同士の交流会・研修会の実施や、地域特に教育委員会と連携した検討会・勉強会の実施に向けた伴走型の支援を行う。	2025年4月～2027年3月	149/200字
【一条校・非一条校の知見や意見の交換ができるプラットフォーム構築の為に活動】 実行団体が実践した内容の共有レポート化を行う。	2025年4月～2027年3月	62/200字
【一条校・非一条校の知見や意見の交換ができるプラットフォーム構築の為に活動】 実行団体が実施した活動の内容を取りまとめて、成功事例や課題のデータベース化を行ない、全国に共有する。	2025年4月～2027年3月	89/200字
【一条校・非一条校の知見や意見の交換ができるプラットフォーム構築の為に活動】 実行団体同士による対面での一条校・非一条校の知見や意見の交換ができる研究会の継続的な開催をする。	2025年4月～2026年3月	87/200字

【一条校・非一条校の知見や意見の交換ができるプラットフォーム構築の為の活動】 プラットフォーム参加団体による相互の場で教職員研修の実施支援をする。	2025年4月～2027年3月	73/200字
【一条校・非一条校の知見や意見の交換ができるプラットフォーム構築の為の活動】 実行団体を中心とした対面での、一条校・非一条校の知見や意見の交換ができる研究会の継続的な開催を行う。	2026年4月～2027年3月	89/200字

V.広報戦略および連携・対話戦略

広報戦略	実行団体活動地域の地元新聞（現在はウェブ版を持っている）やテレビ等メディアに継続的な取材を依頼する。 これにより、事業を実施する各地に多様な学びの一端を担う新設一条校やオルタナティブスクールで学ぶという選択肢があることを、不登校児童生徒や興味を持つこどものいる世帯に認知してもらい、その後の通学につなげていく。 同時に、各地の行政や住民に関心を持ってもらい、活動に対する様々な支援へとつなげていく。	199/200字
連携・対話戦略	所在地域住民の支援や行政区との連携により、実行団体が運営する場が地域活性に貢献することも視野に入れ、実行団体と地域住民との交流企画立案支援や自治体との連携を促すためのミーティングから協働への立合いは資金分配団体が積極的に行う。 関係省庁、JANPIA、研究機関の知見・意向のヒヤリングや各種協力要請は資金分配団体が行った上で、実行団体に還元する。 四半期に一度は全実行団体での合同研修会を実施する。	199/200字

VI.出口戦略・持続可能性について 助成期間終了後も社会課題の解決に向けた活動を継続させる戦略・計画を記入してください。

資金分配団体	中間支援団体として16年目の活動に入っており、休眠預金の有無が事業の存続にかかわる状況にはない。 今後とも、各分野における社会事業を支援したい個人や団体からの寄付を集めて、社会課題解決を支援する。 また身の丈を超えて自らの組織が肥大化し、人件費等の固定費が増えてこれを獲得するということが事業実施の理由になるといった事業の本質を失うような状況を避けるため、当財団主催の社会事業塾卒塾生のように、当財団の考える社会課題解決のアプローチについて学んだ人材に、必要に応じて業務を委託する体制を堅持する。	249/400字
実行団体	当財団が掲げる社会関係資本（信頼資本）もまた事業の資本という考えによって、当財団と関係先、関係先同士に生じてきた知見の交換や相互支援の創出の仕組みを実行団体でも取り入れてもらい、寄付も含めたお金、金融資本のみに依存しすぎることがない体制づくりをすることができるよう支援する。 また、必要に応じて、当財団の信頼資本融資や助成によって、資金的支援を行う。	175/400字

VII.関連する主な実績

(1)助成事業の実績と成果	173/800字
例年、100件余り、1.5億円前後の助成を定款に定めた分野の活動を行う社会事業に助成している。 また、助成ではないが、当財団の特徴として、創設の2009年以来、無利子・無担保・無保証融資（信託資本融資）による支援を行っている。 資金支援先には、社会事業相談会や提出される事業報告書に対するアドバイスを実施し、各団体の課題解決に関与している。	
(2)申請事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等	494/800字
助成や融資を行って支援してきた教育関連団体のうち、「認定NPO法人コクレオの森」が運営する「箕面こどもの森学園」は、設立20年の歴史を持つコレクティブスクールである。 東日本大震災後に、活動を活発化したり、設立されたりした教育支援団体「認定NPO法人キッズドア」、「認定NPO法人底上げ」は、今も着実に活動を広げている。 その他、フリースクールや教育を含む若者支援団体への助成・融資もおこなってきたが、上記団体の拡大型や創成期・発展期に資金的支援と伴走支援を行うことができた際の知見は、当財団にとって特に大きな財産になっている。 活動において特徴的なことは、いずれの団体も、教育だけではなく、地域コミュニティとの連携に重きを置き、「学びの場」を地域生態系の一部としていたことである。 これにより、学びの場の活性と広域も視野に入れた周辺地域の活性が連動し、こどもたちと地域の両方の環境を整えていく効果を生み出していった。 また、行政や民間といったセクターを超えた連携に積極的であることも共通している。	
伴走支援をしながら得た知見は、その後の教育関連の動きにおいて、重要な示唆となっている。	

VIII.実行団体の募集

(1)採択予定実行団体数	4団体	
(2)実行団体のイメージ	1. 多様な学びの実践や地域との連携に実績があり、その実績ををベースに新たに一条校を設立しようとしている団体 2. 多様な学びを広げることを意識して、一条校と交流しているオルタナティブスクール	96/200字
(3)1実行団体当り助成金額	2,000~7,000万円	13/200字
(4)案件発掘の工夫	これまで当財団が各地域で関与してきたフリースクールを運営している事業者やこどもへの教育支援活動を行う事業者からの紹介を受ける団体に応募を促す。その上で、SNSやメールマガジンを通じて広報を行った上で、説明会を実施する。	109/200字

IX.事業実施体制

(1)事業実施体制、メンバー構成と各メンバーの役割	事業全体統括：代表理事 熊野（川島）和子 専門視点アドバイザー：全員理事 ＜教育分野＞齊藤賢爾（早稲田大学 教授）、小川さやか（立命館大学 教授）、岡本麻友子（（特非）森のようちえんネットワーク連盟 副理事長） ＜事業構築面＞村田光俊（（株）プリンシプル 代表取締役）、芝池 勉（公認会計士）、山口典浩（社会起業大学九州校 校長） 経理 ■■■■■、税理士法人経営ステーション京都 事務：■■■■■					199/200字	
(2)本事業のプログラム・オフィサーの配置予定 ※資金分配団体用	人数		内訳		他事業との兼務	左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載	
	2	名	新規採用人数 (予定も含む)	1	名	予定あり(詳細は右記のとおり)	■■■■■ 5割休眠預金事業
			既存PO人数	1	名	予定あり(詳細は右記のとおり)	■■■■■ 5割休眠預金事業
(3)ガバナンス・コンプライアンス体制	通報体制を整備しており、不正があった場合は、JANPIAへの報告、コンプライアンス委員会による原因究明、関係者に対する厳格な処分、再発防止策の策定を確実に実施し、その内容を公表する。						91/200字
(4)コンソーシアム利用有無	なし						

申請団体		資金分配団体	
事業期間		2024/10/01 ~ 2027/03/31	
資金分配団体	事業名		
	団体名	公益財団法人信託資本財団	

	助成金
事業費	188,235,200
実行団体への助成	160,000,000
管理的経費	28,235,200
プログラムオフィサー関連経費	20,000,000
評価関連経費	17,411,560
資金分配団体用	9,411,560
実行団体用	8,000,000
合計	225,646,760

資金計画書資料 ①助成概要

1. 事業費 [円]

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
事業費 (A)	8,051,040	146,092,080	34,092,080	0	188,235,200
実行団体への助成		136,000,000	24,000,000		160,000,000
－					
管理的経費	8,051,040	10,092,080	10,092,080	0	28,235,200

2. プログラム・オフィサー関連経費 [円]

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (B)	4,000,000	8,000,000	8,000,000	0	20,000,000
プログラム・オフィサー人件費等	0	0	0	0	0
その他経費	4,000,000	8,000,000	8,000,000	0	20,000,000

3. 評価関連経費 [円]

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
評価関連経費 (C)	1,978,312	10,516,624	4,916,624	0	17,411,560
資金分配団体用	1,978,312	3,716,624	3,716,624	0	9,411,560
実行団体用	0	6,800,000	1,200,000	0	8,000,000

4. 合計 [円]

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
助成金計(A+B+C)	14,029,352	164,608,704	47,008,704	0	225,646,760

資金計画書資料 ②自己資金・民間資金

(1)事業費の補助率

	自己資金・民間資金 合計 (D)	助成金による補助率 (A/(A+D))
助成期間合計	1,500,000	99.2%

(2)自己資金・民間資金からの支出予定

自己資金・民間資金からの支出予定について、調達予定額、調達方法、調達確度等を記載してください。

[illegible]

団体情報入力シート

(1)団体組織情報

法人格	団体種別	公益財団法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名		公益財団法人信頼資本財団	
郵便番号		602-8024	
都道府県		京都府	
市区町村		京都市上京区	
番地等		室町通丸太町上る大門町253番地	
電話番号		075-275-1330	
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	https://shinrai.or.jp/	
	その他のWEBサイト (SNS等)	https://x.com/shinraishihon	
		https://www.facebook.com/shinraishihonzaidan	
設立年月日		2009年1月7日	
法人格取得年月日		2009年1月7日	

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	クマノ カズコ
	氏名	熊野 和子
	役職	代表理事
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3)役員

役員数 [人]	14
理事・取締役数 [人]	7
評議員 [人]	6
監事/監査役・会計参与数 [人]	1
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	0

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	7
常勤職員・従業員数 [人]	4
有給 [人]	3
無給 [人]	1
非常勤職員・従業員数 [人]	3
有給 [人]	2
無給 [人]	1
事務局体制の備考	

(5)会員

団体会員数 [団体数]	0
団体正会員 [団体数]	0
団体その他会員 [団体数]	0
個人会員・ボランティア数	242
ボランティア人数(前年度実績) [人]	242
個人正会員 [人]	0
個人その他会員 [人]	0

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名／勤務形態	
通帳管理者 氏名／勤務形態	
経理担当者 氏名／勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	外部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数 [件]	108
申請前年度の助成総額 [円]	176,609,677
助成した事業の実績内容	団体指定による助成、基金による助成により、定款に範囲を定める多様な社会事業に対し、助成支援を実施

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
----------------------	----

●記載例（番号1～3）は削除のうえ番号1より入力してください。

●氏名欄に記入する氏名は戸籍上の氏名で入力してください。

●備考欄には他の団体等との兼職関係（兼職先名称、兼職先での役割等）を記載してください。

【各欄の入力方法と注意点】

- ・入力確認欄に「check!」が表示されているときは、和暦と生年月日の組み合わせをもう一度確認してください。
- ・役員名簿の枠が足りない場合は、適宜追加してください。
- ・氏名カナ欄は「半角」で入力、姓と名の間も半角で1マス空けてください。
- ・氏名漢字欄は「全角」で入力、姓と名の間も全角で1マス空けてください。
- ・外国人の場合は、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読み、氏名漢字欄にはアルファベット（全角）を入力してください。
- ・生年月日欄は、大正はT、昭和はS、平成はHを半角で入力し、年欄は数字2桁半角としてください。なお、明治45年は7月30日まで、大正15年は12月25日まで、昭和64年は1月7日までとなります。
- ・性別欄には「半角」で男性はM、女性はFで入力してください。

必 任

[illegible]

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所まで、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	学びの多様化を一条校にも
団体名:	公益財団法人信託資本財団
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

(注意事項)
◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。 <https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html>
◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内に提出してください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

		記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。			
		記入完了	記入完了	記入完了	
規程類に含める必須項目		(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程					
(1)開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款	公募申請時に提出	定款		第24条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款		第25条
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款		第23条
(4)招集手続		公募申請時に提出	評議員会運営規程		第4条
(5)決議事項		公募申請時に提出	評議員会運営規程		第12条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款		第29条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	評議員会運営規程		第11条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこととします。		公募申請時に提出	評議員会運営規程		第13条
● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款		第35条6項
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款		第35条7項
● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)開催時期・頻度	・定款 ・理事会規則	公募申請時に提出	定款		第45条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款		第46条
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款		第44条
(4)招集手続		公募申請時に提出	理事会運営規程		第4条
(5)決議事項		公募申請時に提出	理事会運営規程		第12条
(6)決議（過半数か3分の2か）		公募申請時に提出	定款		第49条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	理事会運営規程		第11条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	理事会運営規程		第13条
● 理事の職務権					
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	理事の職務権限規程		別表
● 監事の監査に関する規程					
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	監事監査規程		第4条
● 役員及び評議員の報酬等に関する規程					
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程		第4条
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	定款		第40条

● 倫理に関する規程				
(1)基本的人権の尊重	・倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	倫理規程	第3条
(2)法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	倫理規程	第4条
(3)私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	倫理規程	第5条
(4)利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	倫理規程	第6条
(5)特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程	第7条
(6)ハラスメントの防止		内定後1週間以内に提出		
(7)情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	倫理規程	第8条
(8)個人情報の保護		公募申請時に提出	倫理規程	第9条
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	・倫理規程 ・理事会規則 ・役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	公募申請時に提出	利益相反防止に関する規程	第5条
(1)-2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	利益相反防止に関する規程	第3条(4)
(2)自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	利益相反防止に関する規程	第4条
● コンプライアンスに関する規程				
(1)コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第3条
(2)コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第5条
(3)コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第8条
● 内部通報者保護に関する規程				
(1)ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	公益通報者保護規程	第4条
(2)通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	公益通報者保護規程	第12条
● 組織(事務局)に関する規程				
(1)組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	事務局に関する規程	第2条及び別紙 2枚目
(2)職制		公募申請時に提出	事務局に関する規程	第3条
(3)職責		公募申請時に提出	事務局に関する規程	第4条、第5条
(4)事務処理(決裁)		公募申請時に提出	事務局に関する規程	第7条
● 職員の給与等に関する規程				
(1)基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	給与規程	第2条
(2)給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	給与規程 給与水準	第5条 給与テーブル
● 文書管理に関する規程				
(1)決裁手続き	文書管理規程	内定後1週間以内に提出		
(2)文書の整理、保管		公募申請時に提出	文書管理規程	第7条、第8条
(3)保存期間		公募申請時に提出	文書管理規程	第6条、文書保存期間一覧表
● 情報公開に関する規程				
以下の1.～4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	情報公開規程	別表1
● リスク管理に関する規程				
(1)具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	リスク管理規程	第6条
(2)緊急事態の範囲		公募申請時に提出	リスク管理規程	第12条
(3)緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	リスク管理規程	第15条
(4)緊急事態対応の手順		内定後1週間以内に提出		
● 経理に関する規程				
(1)区分経理	経理規程	公募申請時に提出	経理規程	第4条
(2)会計処理の原則		公募申請時に提出	経理規程	第3条
(3)経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	経理規程	第7条
(4)勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	経理規程	第2章 勘定科目及び帳簿組織

(5)金銭の出納保管
(6)収支予算
(7)決算

公募申請時に提出	経理規程	第25条、第27条
公募申請時に提出	経理規程	第3章 予算
公募申請時に提出	経理規程	第4章 決算 第22条

公益財団法人信託資本財団 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、公益財団法人信託資本財団と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を京都府京都市に置く。

2 当法人は、理事会の決議をもって、従たる事務所を必要な地に設置することができる。
これを変更又は廃止する場合も同様とする。

(目的)

第3条 当法人は、良好な人間関係や知恵のような目に見えない資産(無形資産)の創出と蓄積に重点を置き、そのような無形資産の創出、蓄積に資する① 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備等の環境の保護、② 児童又は青少年の健全な育成などの教育の充実、③ 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援等の社会福祉の増進、④ 地域社会の健全な発展の促進等の地域振興に、それぞれ寄与することを目的とし、このような無形資産が評価され流通する仕組みを備えた新しい資本制度(信託資本制度)の実現を目指す。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 前条の目的に資する事業に対する資金貸付、債務保証
- (2) 前条の目的に資する事業に対する助成
- (3) 前条の目的に資する事業についての講座、セミナーの開催及びその育成
- (4) 前条の目的に資する事業に関する体験活動等
- (5) 前条の目的に資する事業に関する相談及び助言
- (6) 前条の目的に資する事業に対する投資
- (7) 前条の目的に資する事業に関する調査及び資料収集
- (8) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、日本全国において行うものとする。

(その他の事業)

第5条 当法人は、その公益目的事業に資するため、次の事業を行う。

- (1) 資金貸付、債務保証等
- (2) 助成
- (3) 講座、セミナーの開催及びその育成
- (4) 体験活動等
- (5) 相談及び助言
- (6) 投資
- (7) 調査及び資料収集
- (8) その他、前各号に定める事業に関連する事業

(公告)

第6条 当法人の公告は、電子公告に掲載する方法による。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合には、官報に掲載する方法による。

(機関の設置)

第7条 当法人に、評議員、評議員会、理事、理事会及び監事を置く。

(規律)

第8条 当法人は、評議員会が別途定める倫理規程(自主行動基準)の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、第3条に掲げる公益目的の達成と社会的信頼の維持・向上に努めるものとする。

第2章 財産及び会計

(設立者の拠出する財産及びその価額)

第9条 当法人の設立に関して、設立者が拠出する財産及びその価額は次のとおりである。

設立者 熊野 英介

拠出財産及びその価額

現金 金 500 万円

(財産の種別)

第10条 当法人の財産は、当法人の事業を行うために不可欠な基本財産とその他の財産の

2 種類とする。

2 基本財産は、次の各号をもって構成する。

(1) 前条記載の財産

(2) 当法人成立後に、基本財産として寄付された財産

(3) 理事会で、基本財産に繰り入れることを決議した財産

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第 11 条 基本財産について当法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により、基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会において、議決に加わることでできる理事の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議を得なければならない。

3 基本財産の維持及び処分について必要な事項は、理事会の決議により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

(財産の管理・運用)

第 12 条 当法人の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

(事業年度)

第 13 条 当法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 14 条 当法人の事業計画及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を得て、評議員会へ報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 剰余金の分配は行わないものとする。

3 第 1 項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入及び支出をすることができる。

4 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

5 第 1 項の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第 15 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書

類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の財産目録等については、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。
- 3 当法人は、第1項の定時評議員会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

- 第16条 当法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、総理事の3分の2以上に当たる多数の決議を得なければならない。
- 2 当法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ決議を得なければならない。

(会計原則等)

- 第17条 当法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に倣うものとする。
- 2 当法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規程によるものとする。
- 3 特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議により別に定める。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(定数)

第 18 条 当法人の評議員は、3 名以上 10 名以内とする。

(選任等)

第 19 条 評議員の選任及び解任は、外部の者の参加による評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、評議員 1 名、次項の定めに基づいて選任された外部委員 2 名の合計 3 名で構成する。

3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

(1) 当法人又は関連団体(主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。)の業務を執行する者又は使用人

(2) 過去に前号に規定する者となったことがある者

(3) 第 1 号又は第 2 号に該当する者の配偶者、3 親等内の親族、使用人(過去に使用人となった者も含む。)

4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次に掲げる事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

(1) 当該候補者の経歴

(2) 当該候補者を候補者とした理由

(3) 当該候補者と当法人及び役員等(理事、監事及び評議員)との関係

(4) 当該候補者の兼職状況

6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の 1 名以上が出席し、かつ、外部委員の 1 名以上が賛成することを要する。また、議決に加わることができる評議員選定委員の全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

7 評議員選定委員会は、評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。補欠の評議員の任期は、任期満了前に退任した評議員の任期の満了する時までとする。

8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の評議員である旨

(2) 当該候補者を 1 人又は 2 人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名

(3) 同一の評議員(2 人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該 2 人

以上の評議員)につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互の優先順位

- 9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。
- 10 評議員は、当法人又はその子法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 11 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(権限)

第20条 評議員は、評議員会を構成し、第23条第2項に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する権限を有する。

(任期)

- 第21条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 評議員は、辞任又は任期満了による退任後においても、第18条に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(報酬等)

- 第22条 評議員は無報酬とする。ただし、評議員会で議決があった評議員には報酬を支給することができる。
- その額は、毎年総額500万円以下とする。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
 - 3 第2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程による。

第2節 評議員会

(構成及び権限)

第23条 評議員会は、すべての評議員をもって組織する。

2 評議員会は、次の事項を決議する。

- (1) 役員の選任及び解任
- (2) 役員等の報酬並びに費用の額の決定及びその規程
- (3) 定款の変更
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の帰属
- (6) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
- (7) 前各号に定めるもののほか、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「一般法人法」という)に規定する事項及びこの定款に定める事項

3 前項にかかわらず、評議員会においては、あらかじめ第26条第1項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

第24条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

2 定時評議員会は、毎年1回毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集する。

3 臨時評議員会は、必要がある場合に、招集する。

(招集)

第25条 評議員会は、法令に定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。理事長に事故がある場合は、あらかじめ理事会の定めた順序により、他の理事が招集する。

2 評議員は理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 前項による請求があった場合、理事長は理事会の決議に基づき遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第26条 理事長は、評議員会の開催日の1週間前までに評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評

議員会を開催することができる。

(議長)

第 27 条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(定足数)

第 28 条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第 29 条 評議員会の決議は、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって決する。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 189 条第 2 項に規定する事項及びこの定款に特に規定する決議は、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(決議の省略)

第 30 条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 31 条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項の評議員会に報告することを要しないことについて、評議員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 32 条 評議員会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成しなければならない。

(評議員会運営規則)

第 33 条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。

第4章 役員等及び理事会

第1節 役員等

(種類及び定数)

第34条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
 - (2) 監事 1名以上3名以内
- 2 理事のうち、1名を代表理事とし、さらに5名以内を業務執行理事とすることができる。

(選任等)

第35条 理事及び監事は評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会において選定する。
- 3 前項で選任された代表理事は、理事長に就任する。
- 4 理事会は、その決議によって、第2項で選任された業務執行理事より副理事長、専務理事、常務理事を選任することができる。
- 5 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることはできない。
- 6 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令の定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 7 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 8 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務・権限)

第36条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、当法人の業務の執行の決定に参画する。

- 2 理事長は、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、当法人の業務を執行する。また、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事会があらかじめ決定した順序によって、その業務執行に係る職務を代行する。
- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、当法人の業務を執行する。また、理事長

及び副理事長に事故があるとき、又は理事長及び副理事長が欠けたときは、理事長の業務執行に係る職務を代行する。

- 5 常務理事は、当法人の業務を分担執行する。また、専務理事に事故のあるとき又は欠けたときは、理事会があらかじめ決定した順序によって、その業務を代行する。
- 6 理事長、副理事長、専務理事、常務理事及びその他理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。
- 7 理事長、副理事長、専務理事、常務理事及びその他理事は、毎事業年度毎に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第 37 条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) 当法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 評議員会及び理事会に出席し、意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (7) 理事が当法人の目的以外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によって当法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

- 第 38 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 3 役員は、第 34 条第 1 項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行う権利義務を有

する。

(解任)

第 39 条 理事又は監事が次の一に該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の議決に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に障害があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(報酬等)

第 40 条 役員は無報酬とする。ただし、評議員会の議決があった役員には報酬を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程による。

(取引の制限)

第 41 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 - (3) 当法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
- 3 前 2 項の取扱いの手続については、第 53 条に定める理事会運営規則によるものとする。

(相談役及び顧問)

第 42 条 当法人は相談役及び顧問若干名を置くことができる。相談役及び顧問は、理事長の諮問に応え、理事長に対し、参考意見を述べる。

- 2 相談役及び顧問は、理事会において任期を定めた上で選定する。
- 3 相談役及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第2節 理事会

(設置)

第43条 当法人に理事会を設置する。

2 理事会はすべての理事で組織する。

(権限)

第44条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の設定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか、当法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務執行の監督
- (5) 代表理事及び執行理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 基本財産を含む重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事業所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備

(種類及び開催)

第45条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度4ヶ月を超える間隔で2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の要請があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第37条第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第46条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する

場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 前条第3項第3号による場合は、その請求をした理事が、前条第3項第4号後段による場合は、その請求をした監事が理事会を招集する。
- 3 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第47条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第48条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第49条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第50条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第51条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第36条第7項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第52条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事はこれに署名又は記名押印若しくは電子署名しなければならない。

(理事会運営規則)

第 53 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第 5 章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第 54 条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の決議を経て変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条から第 5 条に規定する目的及び事業並びに第 19 条第 1 項に規定する評議員の選任及び解任の方法についても適用する。

(合併等)

第 55 条 当法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって、他の一般法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止を決議することができる。

2 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を行政庁に届け出又は申請しなければならない。

(解散)

第 56 条 当法人は、基本財産の滅失による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第 57 条 当法人が、公益認定を受けながらその取消処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く)において、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下、「公益認定法」という)第 30 条第 2 項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を 1 ヶ月以内に、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は同法第 5 条第 17 号に掲げる法人に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 58 条 当法人が、解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議により、類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は公益認定法第

5 条第 17 号に掲げる法人に贈与するものとする。

第 6 章 委員会

(委員会)

第 59 条 当法人が事業を推進するために必要のあるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 7 章 事務局

(設置等)

第 60 条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 61 条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1) 定款

(2) 理事、監事及び評議員の名簿

(3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類

(4) 定款に定める機関(理事会及び評議員会)の議事に関する書類

(5) 財産目録

(6) 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(7) 事業計画書及び収支予算書

(8) 事業報告及び計算書類等

(9) 監査報告書

(10) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第 63 条第 2 項

に定める情報公開規程によるものとする。

第8章 会 員

(会員)

第62条 当法人の趣旨に賛同し、後援する個人又は団体を会員とすることができる。

2 会員に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める「会員に関する規程」による。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第63条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第64条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 補 則

(委任)

第65条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 附 則

(設立時評議員)

第 66 条 当法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員	今井 賢一	古在 豊樹	野村 彰男
--------	-------	-------	-------

(設立時役員等)

第 67 条 当法人の設立時理事、設立時代表理事、設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	難波 菊次郎	名越 秀夫	若林 拓朗
	田中 優	岡田 純	熊野 英介
設立時代表理事	熊野 英介		
設立時監事	石井 友二		

(最初の事業計画)

第 68 条 当法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第 14 条第 1 項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

(最初の事業年度)

第 69 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成 21 年 12 月 31 日までとする。

(設立者の氏名及び住所)

第 70 条 設立者の氏名及び住所は次のとおりである。

住 所 京都府京都市上京区東堀川通り出水下る四町目 189 番 2
氏 名 熊野 英介

(法令の準拠)

第 71 条 本定款に定めのない事項は、すべて、一般法人法その他の法令に従う。

(定款の施行日)

第 72 条 本定款の施行日は、公益認定の日とする。

付記

平成 25 年 9 月 20 日	第 1 章 第 2 条、第 11 章 70 条を一部改正
令和 5 年 3 月 31 日	第 3 章 第 19 条 6 項を一部改正



2024/06/10 16:04 現在の情報です。

京都市上京区室町通丸太町上る大門町253番地
公益財団法人信頼資本財団

会社法人等番号	0100-05-013598		
名 称	公益財団法人信頼資本財団		
主たる事務所	京都市下京区五条通堺町角塩釜町363株式会社ウエダ本社4F内		
	京都市上京区室町通丸太町上る大門町253番地	平成27年 2月25日移転	平成27年 3月 3日登記
法人の公告方法	当法人の公告は、電子公告に掲載する方法による。 http://www.shinrai-shihon.jp/ やむをえない事由により、電子公告によることができない場合には、官報に掲載する方法による。		
法人成立の年月日	平成21年1月7日		
目的等	目的及び事業 この法人は、良好な人間関係や知恵のような目に見えない資産（無形資産）の創出と蓄積に重点を置き、そのような無形資産の創出、蓄積に資する以下に掲げる事項にそれぞれ寄与することを目的とし、このような無形資産が評価され流通する仕組みを備えた新しい資本制度（信頼資本制度）の実現を目指す。 1 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備等の環境の保護 2 児童又は青少年の健全な育成などの教育の充実 3 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援等の社会福祉の増進 4 地域社会の健全な発展の促進等の地域振興 この法人は、上記の目的に資するため、次に定める事業のほか、公益に関する事業として政令の定める事業を行う。 (1) 資金貸付、債務保証等 (2) 助成 (3) 講座、セミナーの開催及びその育成 (4) 体験活動等 (5) 相談及び助言 (6) 投資 (7) 調査及び資料収集 (8) その他、上記の目的を達成するために必要な事業		
役員に関する事項	評議員	名 越 秀 夫	平成31年 3月25日重任 令和 1年 7月16日登記
	評議員	名 越 秀 夫	令和 5年 3月27日重任 令和 5年 4月18日登記
	評議員	田 中 優	平成31年 3月25日重任 令和 1年 7月16日登記
	評議員	田 中 優	令和 5年 3月27日重任 令和 5年 4月18日登記
	評議員	岡 田 純	平成31年 3月25日重任 令和 1年 7月16日登記
	評議員	岡 田 純	令和 5年 3月27日重任 令和 5年 4月18日登記 令和 5年12月31日辞任

		令和 6 年 1 月 9 日登記
評議員	海 津 歩	平成 3 1 年 3 月 2 5 日重任
		令和 1 年 7 月 1 6 日登記
評議員	海 津 歩	令和 5 年 3 月 2 7 日重任
		令和 5 年 4 月 1 8 日登記
評議員	高 橋 陽 子	平成 3 1 年 3 月 2 5 日重任
		令和 1 年 7 月 1 6 日登記
評議員	高 橋 陽 子	令和 5 年 3 月 2 7 日重任
		令和 5 年 4 月 1 8 日登記
評議員	野 村 彰 男	平成 3 1 年 3 月 2 5 日就任
		令和 1 年 7 月 1 6 日登記
評議員	野 村 彰 男	令和 5 年 3 月 2 7 日重任
		令和 5 年 4 月 1 8 日登記
評議員	岩 崎 仁 志	令和 6 年 4 月 2 9 日就任
		令和 6 年 5 月 1 3 日登記
		平成 3 1 年 4 月 3 日就任
代表理事	熊 野 英 介	令和 1 年 7 月 1 6 日登記
		令和 3 年 3 月 2 9 日重任
代表理事	熊 野 英 介	令和 4 年 5 月 6 日登記
		令和 5 年 3 月 3 1 日退任
		令和 5 年 4 月 1 8 日登記
		令和 5 年 4 月 1 4 日就任
代表理事	熊 野 英 介	令和 5 年 4 月 1 8 日登記
		令和 5 年 1 2 月 3 1 日辞任
		令和 6 年 1 月 9 日登記
		令和 6 年 1 月 2 日就任
代表理事	熊 野 和 子	令和 6 年 1 月 9 日登記
理事	熊 野 英 介	平成 3 1 年 3 月 2 5 日重任
		令和 1 年 7 月 1 6 日登記
理事	熊 野 英 介	令和 3 年 3 月 2 9 日重任
		令和 4 年 5 月 6 日登記
理事	熊 野 英 介	令和 5 年 3 月 3 1 日重任
		令和 5 年 4 月 1 8 日登記
		令和 5 年 1 2 月 3 1 日辞任
		令和 6 年 1 月 9 日登記
理事	岡 村 充 泰	平成 3 1 年 3 月 2 5 日重任
		令和 1 年 7 月 1 6 日登記
理事	岡 村 充 泰	令和 3 年 3 月 2 9 日重任
		令和 4 年 5 月 6 日登記

	理事	岡村充泰	令和5年3月31日重任
			令和5年4月18日登記
			令和6年3月31日辞任
			令和6年5月13日登記
	理事	山口典浩	平成31年3月25日重任
			令和1年7月16日登記
	理事	山口典浩	令和3年3月29日重任
			令和4年5月6日登記
	理事	山口典浩	令和5年3月31日重任
			令和5年4月18日登記
	理事	芝池勉	令和2年7月30日就任
			令和2年8月20日登記
	理事	芝池勉	令和4年3月28日重任
			令和4年5月6日登記
	理事	芝池勉	令和6年3月28日重任
			令和6年4月12日登記
	理事	関恵	令和2年7月30日就任
			令和2年8月20日登記
	理事	関恵	令和4年3月28日重任
			令和4年5月6日登記
			令和5年1月31日辞任
			令和5年3月2日登記
	理事	熊野和子	令和6年1月1日就任
			令和6年1月9日登記
	理事	岡本麻友子	令和6年5月1日就任
			令和6年5月13日登記
	理事	小川さやか	令和6年5月1日就任
			令和6年5月13日登記
	理事	斉藤賢爾	令和6年5月1日就任
			令和6年5月13日登記
	理事	村田光俊	令和6年5月1日就任
			令和6年5月13日登記
	監事	木村充里	平成31年3月25日重任
			令和1年7月16日登記
	監事	木村充里	令和5年3月31日重任
			令和5年4月18日登記
従たる事務所	1 福岡県北九州市小倉北区魚町4-3-8モナトリエ2階	令和5年4月1日設置	
		令和5年4月18日登記	

登記記録に関する 事項	平成25年9月19日東京都千代田区三番町24番25号三番町TYプラザ3 階から主たる事務所移転	平成25年10月22日登記
----------------	--	---------------

*下線のあるものは抹消事項であることを示す。

公益財団法人 信賴資本財団 2021年度事業報告

I 基本方針

昨年度からのコロナ禍が1年を通じて続いた今年度は、その道筋が明確になった年として、2009年1月創設時、定款第3条に記した目的の下、より一層各種事業に注力した。すなわち、すべての社会課題の根底には、孤立からの孤独感があり、これを解消していくには、人間関係からなる社会関係資本という無形資産が重要であり、そのための事業促進にスピード感をもって臨むという道筋である。

===

(目的)

第3条 当法人は、良好な人間関係や知恵のような目に見えない資産（無形資産）の創出と蓄積に重点を置き、そのような無形資産の創出、蓄積に資する①地球環境の保全または自然環境の保護及び整備等の環境の保護、②自動又は青少年の健全な育成などの教育の充実、③障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援等の社会福祉の増進、④地域社会の健全な発展の促進等の地域振興に、それぞれ寄与することを目的とし、このような無形資産が評価され流通する仕組みを備えた新しい資本制度（信賴資本制度）の実現を目指す。

II 事業内容

1 融資事業（公益目的事業1）

1-1 信賴資本融資

社会事業家を発掘、育成していくための無利子・無担保・無保証融資事業。呼称を「共感融資」から「信賴資本融資」に変更した。

融資可否の結果に関わらず、社会事業家の相談を受けることでその育成を促進している。

a 通常融資

年2回募集。募集期間2-3月、7-9月。

・新規融資対象者：パレスチナ・アマル

代表者名：北村記世実

所在地：滋賀県大津市打出浜2-1 コラボしが211F

融資額：300万円

返済期間：24ヶ月 ※ただし、販売代金が入った10月末に完済された。

事業内容：同団体は、以下の3つのミッションを掲げ、パレスチナの伝統工芸品である刺繍やラスト・カフィーヤ（織物）等の輸入・販売を行い、2017年よりUNHCRのパレスチナ刺繍プロジェクト「UNRWA・Salafa」の商品を扱いはじめた。コロナにより、さらに生活が困窮している作り手であるガザの難民女性たちに、その誇りにもなっている刺繍づくりを続けてもらうべく、支援中である。

1. パレスチナ製品の販売を通して現地の伝統や文化を広く紹介する
2. 現地の地場産業を保護し、難民女性の自立支援を行う
3. 現地で新たに雇用を創出する

今回は特に、通販大手「通販生活」での販売が決定したために生産・輸入資金が必要になったことで融資申請があった。

・一昨年度から融資期間継続中の事業者

合同会社 Biba（任意団体 Biba から合同会社へ）宮城県南三陸町

・昨年度から融資期間継続中の事業者

認定 NPO 法人プラス We 大阪府箕面市
認定 NPO 法人 DxP 大阪府大阪市

b つなぎ融資

国または地方公共団体ないしそれに準じる組織から直接補助金、助成金等の交付を受けるまでの資金のつなぎを目的とする融資。随時募集。

・新規融資対象者：日本自然農業協会

代表者名：姫野祐子氏

所在地：福岡県筑後市前津 1824-5

融資額：300 万円

返済時期：2022 年 3 月助成先から入金あり次第

事業内容：ベトナムでの事業。場所は、首都ハノイ市から西へ 180km に位置する標高 1000～1200m の高原地帯ベトナム国ソンラー省バンホー県。平地が狭く、小規模農家が多いこのエリアにおいて、環境保全型農業の普及を目的として、自然農業のモデル農場（畜産と畑作の有畜複合農業）の立上げと実践を行う。資材の作り方、活用方法等、自然農業を体系的に学ぶ場をつくり、意欲を持って学びたいベトナム人の若者を農業技術者として育成。地域のリーダーとなる技術者、若者を育てることで、環境保全型農畜産業（自然農業）の普及に貢献することを目的とした事業が助成を受けることになり、つなぎ融資申請があった。

1-2 金融機関との協働融資

下記の仕組みで 2014 年以来実施してきたが、本年度協働の枠組みを解消した。コロナ禍の中、実質無利子の融資枠を国が整備し、各金融機関が担当するという仕組みが誕生し、必要性が低下したこと、協働による成果が乏しかったこと、以上 2 つの理由から、協働先に解消を申し入れ、了承をいただいた。

===

独自融資枠では事業発展資金手当が不足する成長期事業向け融資の位置づけ。

当財団が、第 1 次審査として、書類審査・本社訪問・面談を実施する。通過した事業者に対し、協働先である京都信用金庫もしくは日本政策金融公庫が第 2 次審査を行う。

融資が決定した事業者は、京都信用金庫もしくは日本政策金融公庫に利子を支払うが、当財団が利子相当額を事業者に助成することによって、当該事業者は、結果的に無利子で融資を受けることができる仕組みである。

1-3 事業相談会の実施

社会事業家の経営上の悩みや社会における事業障壁の解決を支援するため、融資・助成実施中の事業者、応募検討者をはじめ、広く社会事業者を対象に代表理事が事業相談にのる創業時以来の相談会であるが、コロナ禍にあった今年度は、平日の開催や回数を増やすなどの対応を行った。

第 1 回：3 月 6 日（土）

第 2 回：5 月 24 日（月）

第 3 回：8 月 28 日（土）

第 4 回：10 月 16 日（土）

第 5 回：12 月 14 日（火）

2 知恵・知見の蓄積事業（公益目的事業 2）

2-1 良質な知恵・知見および人的ネットワークの蓄積

本年度も、信託資本融資・共感助成を開始する際に、すべての代表者と信託責任者（事業の支援者計 3 名）から、社会課題解決に関する知恵知見提供を得てデータとして蓄積した。

2-2 知恵・知見蓄積ウェブシステムの構築

蓄積した知恵・知見をベースに、社会的事業や課題に関する解決策を求める事業家と、これに対応する知恵・知見・技術を持つ事業家をウェブ上で結び付けるシステム構築に向け、今年度も専門家との意見交換し、試行を続けている。

2-3 オフラインネットワークの活性化

社会課題解決に向け、相互扶助し合う社会事業家や支援者のネットワーク拡大に向けたオフラインの場として、主催企画を開催。

今年の「シンライノテーブル」は、全回オンライン、国家公務員や地域活性のため地域に住みついて事業をおこなう建築家から社会事業家への知見共有を行っていただいた。

また、年に1回開催する「信頼デイ」は、会場とオンラインのハイブリッドで開催し、例年通り、社会事業家の学びや知恵知見交換の場となった。

・「シンライノテーブル」オンライン開催

スピーカー：環境省 福嶋慶三氏
建築家 土谷貞雄氏

・「信頼デイ」

開催日：11月6日（土）

開催地：京都市 ハートピア京都・オンライン ハイブリッド開催

参加人数：約100名

3 助成事業（公益目的事業3）

3-1 共感助成事業

「共感助成」事業は、事業指定助成である。随時助成希望団体から申請を受け、審査の上、助成先を決定し、これを「共感助成先」としている。

寄付者は、共感助成先の中から支援したい事業者を指定して寄付をし、その寄付金をもとに助成を行う。同時に、共感助成先の社会課題解決に向けた学びや相互扶助ネットワークづくりのための場の提供、広報面での支援を行っている。

助成団体数：20団体

助成総額：1億6,320万円（163,202,952円）

3-2 休眠預金助成事業

2029年に、休眠預金活用助成事業 2019年度通常枠資金分配団体として採択された。近畿圏草の根事業分野「脱・孤立のための助成」、助成総額8,500万円。助成期間は2022年3月までの実質2年間（通常枠は多くが3年間の最大期間を選択するが、当法人は2年間を選択）。当該助成によって昨年度に続き伴走しているのはaに記載する8団体である。なお、制度そのものが2019年度に開始されたばかりの休眠預金等活用事業、実質的に助成を開始したのは昨2020年1月以降であり、2年目の今年度助成金全額の支払いを完了。

また、同助成事業 2020年度緊急コロナ枠資金分配団体にも採択され、助成総額2億5,000万円、bに記載する15団体を採択、伴走をしている。助成期間は、2022年3月までの1年間。

a 2019年度通常枠 助成総額8,500万円（2年間、8団体）

・事業名：「働く」をアイテムに孤立状態の人と地域をつなぐ

実行団体名：一般社団法人 Team Norishiro（滋賀県）

事業内容：ひきこもりなど孤立した人への行政などによる支援がうまくいかず、人口減少時代の貴重な人材として活かされていない。このような課題に対して、ひきこもりなど孤立した人に就労機会を提供し、地域からの評価を「課題のある人」から「必要な人」と変え、本人が変わるきっかけを作る。具体的には本人の特性に合わせ、オーダー

メイドな就労と支援の組み合わせを提供する。

助成総額 : 800 万円 (うち半額を今年度助成)

- ・事業名 : 新たな出発・・・私の居場所 ここにあり
- 実行団体名 : わをんソーシャルサポートシステム株式会社 (京都府)
- 事業内容 : 障害や引きこもりなどが原因で支援が必要な人は、その人の家族も支援が必要なケースが多い。しかし行政や多くの民間福祉事業者は事業を基準としており、彼らが孤立している家族に面々で支援を行なうことはほとんどない。このような当事者に向けて、支援を必要とする家庭に戸別訪問することで信頼関係を築き、生活と精神の状況が安定させる。これらにより、家族にとっての次のステップに進むことを支える。

助成総額 : 1,500 万円 (うち半額を今年度助成)

- ・事業名 : 在住外国人の医療格差是正とコミュニティ創生事業
- 実行団体名 : immi lab (滋賀県)
- 事業内容 : 滋賀県の外国人工場労働者や京都市の留学生などのうち、所得水準が低い層が、日本の医療にアクセスすることが、言葉の壁、文化の壁、経済的な壁という理由から非常に難しい。そのような当事者から、聞き取りにより現状を把握し、仮説とプロトタイプを作る。最終的には当事者が安心して医療を受けられる状態を目指す。

助成総額 : 900 万円 (うち半額を今年度助成)

- ・事業名 : 滋賀県におけるバースセンター開設へのチャレンジ!
- 実行団体名 : お産&子育てを支える会 (滋賀県)
- 事業内容 : 滋賀県では 2024 年以降ハイリスクのお産を取り扱える病院が県内に 4 つに減少する。このことにより、産前産後に渡り病院とのコミュニケーションが必要な妊産婦が、病院へのアクセスが難しいことから孤立してしまうケースが増えることが予測できる。また現在日本の妊娠、出産、子育てはそれぞれ別の主体が担当しており、妊産婦も支援する側も信頼関係を構築しにくく、妊産婦が孤立してしまうことがある。バースセンターの設置、産後ケア、普及啓発、開業助産師支援を通して、母親の妊娠、出産、子育てを伴走してくれる助産師がいること、母親が孤立し難くなることを目指す。

助成総額 : 1,200 万円 (うち半額を今年度助成)

- ・事業名 : 京都国際写真祭 KYOTOGRAPHIE ビジョン
- 実行団体名 : 一般社団法人 KYOTOGRAPHIE (京都府)
- 事業内容 : 社会で暮らす視覚障害者や独居高齢者の存在がまだまだ知られ、理解されていない。国際写真展を開催し、視覚障害者にまつわる展示と、独居高齢者の写真を扱う展示する。また継続してコミュニケーションの場を作る。これらにより、来場者に課題の現状に触れてもらい、行動への意識を持ってもらうこと、またそのコミュニティを作ることに取り組む。

助成総額 : 800 万円 (うち半額を今年度助成)

- ・事業名 : 生きづらさを抱える若者たちによるアウトリーチ事業
- 実行団体名 : 特定非営利活動法人 こどもソーシャルワークセンター (滋賀県)
- 事業内容 : 子ども、若者をとりまく様々な課題について公的制度による対応は整ってきたが、複合的な課題を抱えたり、深刻なケースには行政の構造と、社会的インパクトの要請などの理由から十分なアプローチがされていない。そのような孤立している若者に対して、孤立していた経験を持つ若者によりアウトリーチを行なう。

助成総額 : 1,000 万円 (うち半額を今年度助成)

- ・事業名 : 多様な社会的孤立に対応できるヨリドコ機能の構築
- 実行団体名 : 特定非営利活動法人釜ヶ崎支援機構 (大阪府)
- ネットカフェ難民のような若者のホームレス、就労困難者へのアウトリーチのためのオンラインサービスを開発する。

これにより就労困難者・生活困難者が安全なオンライン上の場所で生きるために必要な情報を得て、就労先を見つけ、困窮状態から抜け出すことを支援する。

助成総額 : 850 万円 (うち半額を今年度助成)

・事業名 : another family

実行団体名：一般社団法人 S P S ラボ 若年認知症サポートセンター きずなや（奈良県）
 事業内容：若年性認知症者への福祉事業を行なう中でボランティアとして参加してくれた若者の中に、将来的に働きづらさを抱えるリスクの高そうな人物が一般的な集団より高い割合でいた。彼らは支援がなければ社会の壁にぶつかり孤立してしまうリスクがある。事業ターゲットである若者は自らの困りごとを自分で解決したいという意思や、他者に貢献して支える役割を担いたいという意思をもっている。課題や困難を抱える若者と被支援者にするのではなく、彼らが学び、働き、実現する場と支援を提供する。
 助成総額：1,450 万円（うち半額を今年度助成）

b 2020 年度緊急コロナ枠 助成総額 2 億 5,000 万円（1 年間、15 団体）

・事業名：安心して声を発せられる地域づくり支援事業

実行団体名：NPO 法人場とつながりの研究センター（兵庫県）

事業内容：神戸市北区及び三田市内で困窮世帯が多くいる 4 地域を主な対象として、誰にも相談できずに声を出せずに苦しんでいる子ども・若者や家庭の声を拾うことができる地域住民の「寄り添い人」を育成し、彼らの活動拠点となる学習支援・子ども食堂などの「居場所」の立ち上げや基盤強化支援を行い、既存の団体や専門家など子ども支援に携わる多職種連携のネットワークを作ること、困っている人が安心して話せる地域住民と出会い「誰かを頼ってもいい」と感じてもらえるような経験をまちの中に多様に増やすことを目的に実施する。同時に、困りごとと出会え、専門機関につなぐためのアウトリーチ体制づくりを行う。

助成総額：1,200 万円

・事業名：いこまめぐ〜るプロジェクト

実行団体名：一般社団法人無限（奈良県）

事業内容：本事業では、①リアルな場の創造②フードバンクの確立③寄付システムの構築を実施する。

①リアルな場の創造として、子ども食堂や弁当販売を通じて障害者就労や職業訓練の場として活用しながら、子どもたちの孤食の解消を担う。また寄付付き弁当を販売することで寄付の見える化と地域の福祉を地域で支える文化を醸成する。

②フードバンクの確立として、地域に常設のフードバンク機能を設置することにより、タイムリーな支援を実現し、物質的な地域資源の利活用を促進させる。

③寄付システムの構築として、寄付文化の醸成を目的とし寄付のハードルを下げ、寄付の窓口を増やす活動を行う。地域内福祉を充実させ、地域内資源が循環することを目指す。

助成総額：1,550 万円

・事業名：日常に困難を抱える子と保護者への支援

実行団体名：一般社団法人育ちとつながりの家ちとせ（京都府）

事業内容：子や若者の引きこもり、不登校、行き渋り増加という社会問題に対して又は予防策として、発達障害等の生きづらさ、育ちづらさを抱える子や若者にフリースクール事業や親子通園事業の中で遊び、活動を通じてソーシャルスキルトレーニングや身体のワーク、認知トレーニング、学習等を応用行動分析学に基づいた療育的支援として提供する。その結果として、将来社会につながり安定した生活を送り、自己実現や社会活動を行うことができる基盤となる。同時に保護者に家庭での関わり方を伝え、子への適切な関わりを継続して行えるよう支援を行う。指導者（法人スタッフ向け）のスキルアップや支援者（保護者向け）育成にも取り組む。

助成総額：1,300 万円

・事業名：日常生活の中にある「まちのほけんしつ」

実行団体名：認定特定非営利活動法人 マイママ・セラピー（滋賀県）

事業内容：定期的にマイママ house を開館し、地域の人との出会いを増やし保健・医

療・福祉・子どもの発達・介護・仕事のこと・病気と仕事の両立支援・口腔衛生など相談対応ができる人材のスキルを活かして何でも相談できる居場所作りを行う。外に出ることや人とのかかわりが怖い人には継続してオンライン対応をする。オンライン対応が難しい人にはマイママ house の入り口にモニター設置し動画や健康情報が見られるようにする。訪問希望者には訪問ケアを提供。衛生用品の配布に伴い健康管理と予防へのきっかけ作りを行う。コロナに関する専門講座を開催し、受講した専門職により地域住民へ正しい情報の拡散ができるようにする。

助成総額 : 1,200 万円

- ・事業名 : 新型コロナウイルス影響下での育児支援事業
 実行団体名 : 特定非営利活動法人和歌山子どもの虐待防止協会 (和歌山県)
 事業内容 : 新型コロナウイルス感染症 (以下 COVID-19) は、生命の脅威、健康被害、世界の経済に大きな影響をもたらし、日常生活での多大な制限をもたらした。COVID-19 の拡大とともに、自宅隔離などで子ども、養育者の家庭内ストレスの増加によって、児童虐待の増加リスクの上昇が指摘されている。本事業はオーストラリアで開発されたオンライン子育て支援プログラムをすみやかにわが国に導入し、その有用性を評価するとともに社会実装を目指す。COVID-19 影響下では対面による子育ての情報・スキルの獲得は感染リスクをもたらすが、本事業のオンライン子育て支援プログラムは、COVID-19 を回避できるものである。

助成総額 : 1,500 万円

- ・事業名 : コロナ禍で日常生活を奪われた全ての人へ
 実行団体名 : 一般社団法人和音ねっと (京都府)
 事業内容 : コロナ禍における地域活動が制限される中、コロナにおける新たな社会的孤立が問題となっている。また、人間生きていく為に最低限必要な権利や保障が蔑ろにされる危機的状況である。特に弱い立場の人々へのしわ寄せは一段と増し、生きる希望も夢も語れる状況にない。特に公的支援に該当がボーダーであるがゆえに、「コロナ禍で日常生活を奪われた全ての人」への支援は必要不可欠であると思いから、①ひとり親家庭②新型コロナウイルス感染症による陽性者家族が入院や宿泊施設等で生活を余儀なくされ、残された家族の方々への支援 (一時預かり宿泊保護事業・公的支援へ繋ぐ為の生活相談支援事業・食料支援等) に取り組みたい。

助成総額 : 1,000 万円

- ・事業名 : 困難を抱えた 10 代に LINE で相談事業
 実行団体名 : 認定 NPO 法人 D×P (大阪府)
 事業内容 : 経済的困難やひきこもり、障害などの背景で孤立しやすい 10 代に、LINE で相談を行います。オンライン上で気軽に生活相談や進路や就職に関する相談ができる仕組みをつくり、ひとりひとりの特性に合ったつながりと、本人が次のステップを踏めるよう働きかけます。直近の生活が逼迫した相談者には、食糧支援や現金給付 (現金給付は既存の公的支援の枠組みを利用させることを優先としますが、緊急的な生活の立て直しと、落ち着いて仕事探しをするなど次へとつなげるために支給します) を行ない、スキルをつけたい相談者にはパソコン支給をします。虐待、自殺など重たい相談の場合は自治体、企業とも連携し、次の一歩へとつなげます。

助成総額 : 1,800 万円

- ・事業名 : 精神的孤独に起因する自殺対策事業
 実行団体名 : 認定特定非営利活動法人 京都自死・自殺相談センター (京都府)
 事業内容 : 増加し続ける若年層の自殺を防ぐために、自殺の要因となる精神的孤独・社会孤立を抱える若年層に対して、3 つの事業を行う。
 1 つは、当相談センターにおいて若年層からの相談が多いメール相談窓口を拡充させ、短期・集中的に支援を行う。2 つは、ゲームフィクションを活用した相談アプリケーションの開発・運用を行い、長期・持続的な支援を実施する。3 つ目は、企業・法人を対象に、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる人材を増

すために実践的な研修事業を行い、企業のメンタルヘルスケア促進を図る。

助成総額 : 2,000 万円

- ・申請事業名 : 困難を抱える親子の支援事業

実行団体名 : 一般社団法人くじら雲 (京都府)

事業内容 : 不登校の子どもや障害のある子どもを育てる家庭、ひとり親家庭など、困難な状況を抱えながら子育てをする家庭における、日常的な支援と関わりづくりをするため、話し相手や家事サポートなどの訪問支援、課題を抱えながら子育てをする保護者同士の語り合い会 (オンラインでの実施も含む)、不登校の子どもの居場所づくりの活動を行う。助成期間終了後に、事業を持続できるよう、今年度人材育成や記録アプリの作成など仕組みをつくっていくことと、「ここにこういう場所がある」という情報を、必要とされる方に届けていくことに重点を置いた事業を実施する。

助成総額 : 1,000 万円

- ・事業名 : ALBUM

実行団体名 : 株式会社 MIRISE (京都府)

事業内容 : 障害や難病のある人、ひとり親世帯の人、子育て中の人などの就労困難な状態にいる人に対しての「雇用創出」を行う。具体的には、EC サイトの開発及び運用、EC サイトサポートデスク設置対応、デザインや動画作成等の事業を行う。EC サイト (ネットショップ) は立地や商圏に左右されず県外や海外消費の獲得も可能であり、住み慣れた地域で事業を続ける手段としても有効である。また、Web 開発や更新作業、デザイン、商品仕入、商品撮影、画像加工、検品、ピッキング、梱包、データ入力、SNS など、数多くの仕事ができるため、障害や難病のある人など、働きづらさを抱える人でも、その特性や得意分野を活かすことが可能であると考ええる。

助成総額 : 1,700 万円

- ・事業名 : 京都コロナ在宅医療フォローUP 事業

実行団体名 : Kyoto Intensive area care unit for SARS-Cov2 対策部隊 (京都府)

事業内容 : 24 時間 365 日体制のコロナ在宅医療チームの立ち上げを行う。京都府のコロナ入院コントロールセンターと協働し、自宅に取り残された高齢コロナ患者の自宅に直接医師を含むサポートチームが訪問することにより、突然状態が悪化する事が特徴のコロナ感染症による、自宅での突然死を未然に防ぐ。自宅での状態が悪化した場合は入院の優先順位を上げ、速やかに入院処置とする。事業の派生効果は絶大なため、日本各地で現在急速に問題となっているこのセグメントへの医療対応について、近畿圏から他地域への指導を同時に情報発信する。現場最前線として、社会貢献としての「死」の回避が第一の貢献目標として持続可能な事業としていく。

助成総額 : 2,000 万円

- ・事業名 : 野外体験型フリースクール事業

実行団体名 : 認定 N P O 法人 T S C (滋賀県)

事業内容 : スポーツ・アート・音楽などを学ぶ感性教育、キャンプや自然観察を通じた環境学習、農業体験や漁業体験など地域社会との交流などを通じて、子どもたちが生き生きと過ごすことができる自然体験型フリースクールを開校します。新型コロナウイルス感染症により、以前から社会問題となっていた不登校児童生徒や、日々の学校生活にストレスを感じ SOS を発している児童問題が深刻化する中、学校に行きたくないと感じた児童がいつでも気軽に通うことができる公園や、キャンプ場のような自然学校をフリースクールとして運営し、体験や交流を通じて持続可能な社会の実現に貢献できる子どもたちを育てることで、問題解決に貢献します。

助成総額 : 1,500 万円

- ・事業名 : 学生若者を蘇らせる手放す貢献プロジェクト

実行団体名 : 株式会社 革靴をはいた猫 (京都府)

事業内容 : 「手放す貢献プロジェクト」を社会実践教育プログラムとして展開して、若者活性化コミュニティを形成する。履かなくなった靴を再生・循環させる社会的な活

動経験を通して、若者の社会的な動機を引き出す。並行してマインド教育を実施して若者のレジリエンスを高める。孤立した若者がプロジェクトを通じて仲間に出会い、マインドを変化させる機会をデザインする。連携団体のネットワークと若者の力を活かして、大規模かつ戦略的に広報して多様な若者と繋がるチャンネルをつくる。受益者に限らず社会的意欲が高い若者を積極的に巻き込み、若者が相互に刺激を受ける環境をつくる。地域に根ざした就労支援機関と連携して出口も確保する。

助成総額 : 1,000 万円

- ・事業名 : 脱孤立！地域資源を活かしたつながりの場

実行団体名：合同会社 SOULS（奈良県）

事業内容 : ワンオペ育児のケアサポート、先輩ママの訪問による家事や子どもの見守りサポートや食事の宅配を行う。耕作放棄地で育てた野菜を宅配のお料理に使用、孤立したママの自立や社会との接点を取り戻すサポートと地域資源の活用としてすでに地域にある高齢者サロンとの連携により多世代が交流できる居場所と雇用を作り出す。また持続可能な自立支援を含めた循環型コミュニティを構築していくために移動式コミュニティカー（飲食の提供・物販）を導入。必要な地域に出向いて小さな集落でのコミュニティの場を創り出す。食品加工・製造・販売を通して地域課題と社会の課題解決につなげる。

助成総額 : 1,500 万円

- ・事業名 : 少女の避難基地と夢を育てる事業

実行団体名：一般社団法人京都わかさねっと（京都府）

事業内容 : コロナ禍で社会的孤立や貧困、暴力被害が深刻化する中、生きづらさを抱える若年女性が増えています。本事業は、地域に「少女の居場所」をつくり、相談対応や食事や必要物資を提供するとともに、継続した関係をつくり少女のエンパワーメントを支える事業です。現在、若者に人気のホテルでのお昼寝や自立援助ホームなど4カ所で開設している居場所のほかに、夜の避難場所やアウトリーチ、SNS など繋がる場を増やします。次に安全な環境のなかで少女たちが自身を振り返り、少女主体の活動の社会モデルを作ります。そのために関係団体とネットワークを構築し、総合的な支援体制を作り入口から出口まで継続した支援を目指します。

- ・助成総額 : 1,000 万円

4 社会デザイン事業（収益事業1）

今年度は、事業の模索に終始した。

5 社会事業家育成事業（収益事業2）

社会事業家育成や、社会事業をサポートする行政職員育成を目的とした塾。コロナ禍の状況を受けて今年度から全面オンライン化をはかり、民間向け「A-KIND 塾」、行政職員向け「未来設計実践塾」としていた2つの塾を一本化、「A-KIND 未来設計実践塾」とした。

開講期は、A-KIND 塾を受け継いで第7期とし、受講料を3万円に値上げした。

「A-KIND 未来設計実践塾」第7期

開催形式：オンライン

期 間 : 4-12 月

相互扶助ネットワーク参画のため11月「信託デイ」への参加は必須とする

受講者数：52名

受講料 : 3万円

III. 管理・研究部門

1 業務執行体制

1-1 中途採用職員の採用

社会事業塾卒塾生である実務経験者を採用。卒塾後3年ほど、ボランティアとして当法人に関与してきた経験を持つため、事業全般の意義を理解し、力を発揮している。

1-2 業務委託体制の拡充

休眠預金助成での伴走支援は、社会事業塾卒塾生を中心とした関係者20名と業務委託契約を締結し、独自の伴走支援による高い効果を上げている。
その他、オンラインでの社会事業塾生が全国から関係者の口コミで集まったことなど、設立以来12年間意識的に行ってきた社会事業家を中心とした関係性蓄積を実感する年となった。また各分野の信頼できる専門家と業務委託関係を結びながら事業を行うことにより、小さな事務局で多様な事業ができるようになってきている。

1-3 インターン生の受入

昨年度後半から今年度前半にかけて、コロナ禍でインターン生の受け入れも滞っていたが、後半にかけて受け入れを再開し、コロナ前同様、月により2-4名が社会事業や実務について学んでいる。

1-4 コミュニティスペース運営

当法人オフィスが入る建物「風伝館」内の無料貸出コミュニティスペース運営業務を引き続き受託することにより、オフィス賃料を抑えている。
しかしながら、今年度もコロナ禍でほとんどスペースの活用ができなかった。ただし、2018年から使用を続ける癌患者やその家族をサポートする京都大学田村恵子看護学教授代表の「ともいき京都」だけは、対象者の希望を受け、断続的に人数を絞って相談事業を実施された。継続が、コロナ禍で不安が増している癌患者等の安堵につながっていた。

2 研究会

地域デジタル通貨の発想も取り入れた「持続可能なコミュニティ経済の創造」のための研究を2019年度末に開始、2020年度を通じて月1回実施してきた定例会を今年度前半まで実施した。しかし、予想に反してコロナ禍が続き、相変わらずフィールドワークを行うことができなかったため、後半は一旦休止状態にある。来年度以降再開予定。

当法人以外のメンバー：

齊藤賢爾氏	早稲田大学大学院経営管理研究科教授	ブロックチェーン研究者
小川さやか氏	立命館大学大学院先端総合研究科教授	文化人類学者
高野雅晴氏	株式会社ビットメディア代表取締役	デジタル通貨専門家

3 広報体制

メールマガジン（月1回発行）およびSNS（主にFacebook）にて、活動全般に関する定期的な発信を行い、引き続き事業への賛同者や社会事業家支援者の拡充をはかった。
11月にウェブサイトのリニューアルし、より事業内容を理解していただきやすいページ作成をおこなった。
休眠預金資金を使用して、インタビューなど実行団体に関する広報を行った。

以 上

公益財団法人 信託資本財団

2022年度事業報告

I 基本方針

2020年初以来のコロナ禍が続き、さらにウクライナショックが起きた2022年度、孤立化の問題に悪性インフレ状態が重なり、困窮世帯や自殺率の象徴されるような社会問題が、より一層増大した。こうした問題解決のため、非営利団体に大きな資金が投じられている。しかし、当財団では、問題の根本的な解決には社会関係資本の増幅に資する活動が不可欠であるとした定款の目的に沿った基本姿勢を貫き、本年度もその増幅の原動力として欠かせない社会事業家育成に注力した。

===

(目的)

第3条 当法人は、良好な人間関係や知恵のような目に見えない資産（無形資産）の創出と蓄積に重点を置き、そのような無形資産の創出、蓄積に資する①地球環境の保全または自然環境の保護及び整備等の環境の保護、②自動又は青少年の健全な育成などの教育の充実、③障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援等の社会福祉の増進、④地域社会の健全な発展の促進等の地域振興に、それぞれ寄与することを目的とし、このような無形資産が評価され流通する仕組みを備えた新しい資本制度（信託資本制度）の実現を目指す。

II 事業内容

1 融資事業（公益目的事業1）

1-1 信託資本融資

社会事業家を発掘、育成していくための無利子・無担保・無保証融資事業。融資可否の結果に関わらず、社会事業家の相談を受けることでその育成を促進している。また、融資先には、毎月の事業報告提出を義務づけ、アドバイスによる伴走支援を行っている。

a 通常融資

年2回募集。募集期間2-3月、7-9月。

・新規融資対象者：

2022年度は新規事業の該当団体無し。

・一昨年度から融資返済期間継続中の2事業が2022年度中に完済した。

認定NPO法人プラスWe 大阪府箕面市

認定NPO法人DxP 大阪府大阪市

b つなぎ融資

国または地方公共団体ないしそれに準じる組織から直接補助金、助成金等の交付を受けるまでの資金のつなぎを目的とする融資。随時募集。

・新規融資対象者：

2022 年度は該当団体無し。

1－2 金融機関との協働融資

下記の仕組みで 2014 年以來金融機関と協働して実施してきた。2021 年度協働契約を解消したが、引き続き 1 社のみ利子補填期間が継続中。

テラエナジー株式会社 京都府京都市

===

独自融資枠では事業発展資金が不足する成長期事業向け融資の位置づけ。

当財団が、第 1 次審査として、書類審査・本社訪問・面談を実施する。審査を通過した事業者に対し、協働先である京都信用金庫もしくは日本政策金融公庫が第 2 次審査を行う。

融資が決定した事業者は、京都信用金庫もしくは日本政策金融公庫に対する元金返済時利子を支払うが、当財団が利子相当額を事業者に助成することによって、当該事業者は、結果的に無利子で融資を受けることができる仕組み。

1－3 事業相談会の実施

起業を考える人や、融資・助成実施中の事業者、同応募検討者をはじめ、広く社会事業に携わろうとしている人、既に携わっている人を対象に、代表理事が事業相談にのる創業時以来の相談会であるが、コロナ禍が続いた今年度は、引き続きオンラインでの開催を中心に行った。

第 1 回：3 月 5 日（土）

第 2 回：6 月 29 日（水）

第 3 回：8 月 6 日（土）

第 4 回：12 月 6 日（火）

2 知恵・知見の蓄積事業（公益目的事業 2）

2－1 良質な知恵・知見および人的ネットワークの蓄積

本年度も、共感助成を開始する際に、すべての代表者と信頼責任者（事業の支援者計 3 名）から、社会課題解決に関する知恵知見提供を得てデータとして蓄積した。

2－2 知恵・知見蓄積ウェブシステムの構築

蓄積した知恵・知見をベースに、社会的事業や課題に関する解決策を求める事業家と、これに対応する知恵・知見・技術を持つ事業家をウェブ上で結び付けるシステム構築に向け、今年度も専門家と意見交換し、試行を続けている。

2-3 知恵知見ネットワークの活性化

社会課題解決に向けた社会事業家や支援者の相互扶助ネットワーク構築や拡大に向けた場として、経営者塾や主催企画を開催。

- ・「風伝塾」開講

対 象 : 社会事業法人経営者のみ

参加人数 : 21 名

開催形式 : オンライン中心

受講料無料

第1講 6月17日(金) 19:00-21:00

第2講 7月15日(金) 19:00-21:00

第3講 8月20日(土) 14:00-17:30

第4講 9月16日(金) 19:00-21:00

第5講 10月21日(金) 19:00-21:00

第6講 11月12日(土) 午後 「信託デイ」参加

第7講 12月16日(金) 19:00-21:00

- ・「信託デイ」開催

対 象 : 融資先・助成先・塾生など、当法人いずれかの事業に関わったことがある人(民・官を問わない)

開催日 : 11月12日(土)

開催地 : 京都市 ハートピア京都・オンライン ハイブリッド開催

参加人数 : 約 90 名

3 助成事業(公益目的事業3)

3-1 共感助成事業

「共感助成」事業は、事業指定助成である。随時助成希望団体から申請を受け、審査の上、助成先を決定し、これを「共感助成先」としている。

寄付者は、共感助成先の中から支援したい事業者を指定して寄付をし、その寄付金をもとに助成を行う。共感助成先の社会課題解決に向けた学びや相互扶助ネットワークづくりのための場の提供、広報面での支援を行っている。

2022年度はコロナの影響が深刻になった影響か、継続的な寄付の取りやめを行った個人や企業が多かった。

助成団体数 : 17 団体

助成総額 : 109,747,447 円

3-2 基金創設

こんな団体を応援したい、こんな人たちを救いたい、この遺志を活かしたいという個人やグループ、企業からのご寄付を社会事業団体に助成する「あなたの信託基金」を創設した。第1号として、「苦しい思いをしている子ども」への

支援をしたいという個人からの遺贈寄付を受け助成先を募集中である。

3-3 休眠預金助成事業

2022 年度 3 月に、資金分配団体として関与した 2 つの休眠預金助成事業が終了した。

2019 年度通常枠は、近畿圏草の根事業分野「脱・孤立のための助成」、助成総額 8,500 万円。助成期間は 2022 年 3 月までの実質 2 年間（通常枠は多くが 3 年間の最大期間を選択するが、当法人は 2 年間を選択）。当該助成によって伴走支援を行ったのは a に記載する 8 団体である。

2020 年度緊急コロナ枠は、助成総額 2 億 5,000 万円、b に記載する 15 団体に伴走支援を行った。

2022 年度 4 月以降、残金の返金や決算・事業報告書提出、監査と大きな時間を割くことになった。

助成終了後も、関係性を切らさず各団体をフォローアップすることができるよう、定期的な顔合わせの会を企画していく予定であり、第 1 回を 6 月末に実施した。

非営利法人にとっては大きな額を投入したことになるが、その動向を見守り続けることにより、今後の知見としたい。

a 2019 年度通常枠 助成総額 8,500 万円（2 年間、8 団体）

- ・事業名 : 「働く」をアイテムに孤立状態の人と地域をつなぐ

実行団体名 : 一般社団法人 Team Norishiro（滋賀県）

事業内容 : ひきこもりなど孤立した人への行政などによる支援がうまくいかず、人口減少時代の貴重な人材として活かされていない。このような課題に対して、ひきこもりなど孤立した人に就労機会を提供し、地域からの評価を「課題のある人」から「必要な人」と変え、本人が変わるきっかけを作る。具体的には本人の特性に合わせ、オーダーメイドな就労と支援の組み合わせを提供する。

助成総額 : 800 万円

- ・事業名 : 新たな出発・・・私の居場所 ここにあり

実行団体名 : わをんソーシャルサポートシステム株式会社（京都府）

事業内容 : 障害や引きこもりなどが原因で支援が必要な人は、その人の家族も支援が必要なケースが多い。しかし行政や多くの民間福祉事業者は事業を基準としており、彼らが孤立している家族に面々支援を行なうことはほとんどない。このような当事者に向けて、支援を必要とする家庭に戸別訪問することで信頼関係を築き、生活と精神の状況が安定させる。これらにより、家族にとっての次のステップに進むことを支える。

助成総額 : 1,500 万円

- ・事業名 : 在住外国人の医療格差是正とコミュニティ創生事業

実行団体名 : immi lab（滋賀県）

事業内容 : 滋賀県の外国人工場労働者や京都市の留学生などのうち、所得水準が低い層が、日本の医療にアクセスすることが、言葉の壁、文化の壁、経済的な壁という理由から非常に難しい。そのような当事者から、聞き取り

により現状を把握し、仮説とプロトタイプを作る。最終的には当事者が安心して医療を受けられる状態を目指す。

助成総額 : 900 万円

- ・事業名 : 滋賀県におけるバースセンター開設へのチャレンジ！

実行団体名 : お産&子育てを支える会（滋賀県）

事業内容 : 滋賀県では 2024 年以降ハイリスクのお産を取り扱える病院が県内に 4 つに減少する。このことにより、産前産後に渡り病院とのコミュニケーションが必要な妊産婦が、病院へのアクセスが難しいことから孤立してしまうケースが増えることが予測できる。また現在日本の妊娠、出産、子育てはそれぞれ別の主体が担当しており、妊産婦も支援する側も信頼関係を構築しにくく、妊産婦が孤立してしまうことがある。バースセンターの設置、産後ケア、普及啓発、開業助産師支援を通して、母親の妊娠、出産、子育てを伴走してくれる助産師がいること、母親が孤立し難くなることを目指す。

助成総額 : 1,200 万円

- ・事業名 : 京都国際写真祭 KYOTOGRAPHIE ビジョン

実行団体名 : 一般社団法人 KYOTOGRAPHIE（京都府）

事業内容 : 社会で暮らす視覚障害者や独居高齢者の存在がまだまだ知られ、理解されていない。国際写真展を開催し、視覚障害者にまつわる展示と、独居高齢者の写真を扱う展示する。また継続してコミュニケーションの場を作る。これらにより、来場者に課題の現状に触れてもらい、行動への意識を持ってもらうこと、またそのコミュニティを作ることに取り組む。

助成総額 : 800 万円（うち半額を今年度助成）

- ・事業名 : 生きづらさを抱える若者たちによるアウトリーチ事業

実行団体名 : 特定非営利活動法人こどもソーシャルワークセンター（滋賀県）

事業内容 : 子ども、若者をとりまく様々な課題について公的制度による対応は整ってきたが、複合的な課題を抱えたり、深刻なケースには行政の構造と、社会的インパクトの要請などの理由から十分なアプローチがされていない。そのような孤立している若者に対して、孤立していた経験を持つ若者によりアウトリーチを行なう。

助成総額 : 1,000 万円（うち半額を今年度助成）

- ・事業名 : 多様な社会的孤立に対応できるヨリドコ機能の構築

実行団体名 : 特定非営利活動法人釜ヶ崎支援機構（大阪府）

ネットカフェ難民のような若者のホームレス、就労困難者へのアウトリーチのためのオンラインサービスを開発する。

これにより就労困難者・生活困難者が安全なオンライン上の場所で生きるために必要な情報を得て、就労先を見つけ、困窮状態から抜け出すことを支援する。

助成総額 : 850 万円

- ・事業名 : another family

実行団体名 : 一般社団法人 S P S ラボ 若年認知症サポートセンター きずなや（奈良県）

事業内容 : 若年性認知症者への福祉事業を行なう中でボランティアとして参加してくれた若者の中に、将来的に働きづらさを抱えるリスクの高そうな

人物が一般的な集団より高い割合でいた。彼らは支援がなければ社会の壁にぶつかり孤立してしまうリスクがある。事業ターゲットである若者は自らの困りごとを自分で解決したいという意思や、他者に貢献して支える役割を担いたいという意思をもっている。課題や困難を抱える若者と被支援者にするのではなく、彼らが学び、働き、実現する場と支援を提供する。

助成総額 : 1,450 万円

b 2020 年度緊急コロナ枠 助成総額 2 億 5,000 万円 (1 年間、15 団体)

- ・事業名 : 安心して声を発せられる地域づくり支援事業
 実行団体名 : NPO 法人場とつながりの研究センター (兵庫県)
 事業内容 : 神戸市北区及び三田市内で困窮世帯が多くいる 4 地域を主な対象として、誰にも相談できずに声を出せずに苦しんでいる子ども・若者や家庭の声を拾うことができる地域住民の「寄り添い人」を育成し、彼らの活動拠点となる学習支援・子ども食堂などの「居場所」の立ち上げや基盤強化支援を行い、既存の団体や専門家など子ども支援に携わる多職種連携のネットワークを作ること、困っている人が安心して話せる地域住民と出会い「誰かを頼ってもいい」と感じてもらえるような経験をまちの中に多様に増やすことを目的に実施する。同時に、困りごとと出会え、専門機関につなぐためのアウトリーチ体制づくりを行う。

助成総額 : 1,200 万円

- ・事業名 : いこまめぐ〜るプロジェクト
 実行団体名 : 一般社団法人無限 (奈良県)
 事業内容 : 本事業では、①リアルな場の創造②フードバンクの確立③寄付システムの構築を実施する。
 ①リアルな場の創造として、子ども食堂や弁当販売を通じて障害者就労や職業訓練の場として活用しながら、子どもたちの孤食の解消を担う。また寄付付き弁当を販売することで寄付の見える化と地域の福祉を地域で支える文化を醸成する。
 ②フードバンクの確立として、地域に常設のフードバンク機能を設置することにより、タイムリーな支援を実現し、物質的な地域資源の利活用を促進させる。
 ③寄付システムの構築として、寄付文化の醸成を目的とし寄付のハードルを下げ、寄付の窓口を増やす活動を行う。地域内福祉を充実させ、地域内資源が循環することを目指す。

助成総額 : 1,550 万円

- ・事業名 : 日常に困難を抱える子と保護者への支援
 実行団体名 : 一般社団法人育ちとつながりの家ちとせ (京都府)
 事業内容 : 子や若者の引きこもり、不登校、行き渋り増加という社会問題に対して又は予防策として、発達障害等の生きづらさ、育ちづらさを抱える子や若者にフリースクール事業や親子通園事業の中で遊び、活動を通じてソーシャルスキルトレーニングや身体のワーク、認知トレーニング、学習等を応用行動分析学に基づいた療育的支援として

提供する。その結果として、将来社会につながり安定した生活を送り、自己実現や社会活動を行うことができる基盤となる。同時に保護者に家庭での関わり方を伝え、子への適切な関わりを継続して行えるよう支援を行う。指導者（法人スタッフ向け）のスキルアップや支援者（保護者向け）育成にも取り組む。

助成総額 : 1,300 万円

- ・事業名 : 日常生活の中にある「まちのほけんしつ」

実行団体名 : 認定特定非営利活動法人 マイママ・セラピー（滋賀県）

事業内容 : 定期的にマイママ house を開館し、地域の人との出会いを増やし保健・医療・福祉・子どもの発達・介護・仕事のこと・病気と仕事の両立支援・口腔衛生など相談対応ができる人材のスキルを活かして何でも相談できる居場所作りを行う。外に出ることや人とのかかわりが怖い人には継続してオンライン対応をする。オンライン対応が難しい人にはマイママ house の入り口にモニター設置し動画や健康情報が見られるようにする。訪問希望者には訪問ケアを提供。衛生用品の配布に伴い健康管理と予防へのきっかけ作りを行う。コロナに関する専門講座を開催し、受講した専門職により地域住民へ正しい情報の拡散ができるようにする。

助成総額 : 1,200 万円

- ・事業名 : 新型コロナウイルス影響下での育児支援事業

実行団体名 : 特定非営利活動法人和歌山子どもの虐待防止協会（和歌山県）

事業内容 : 新型コロナウイルス感染症（以下 COVID-19）は、生命の脅威、健康被害、世界の経済に大きな影響をもたらした。日常生活での多大な制限をもたらした。COVID-19 の拡大とともに、自宅隔離などで子ども、養育者の家庭内ストレスの増加によって、児童虐待の増加リスクの上昇が指摘されている。本事業はオーストラリアで開発されたオンライン子育て支援プログラムをすみやかにわが国に導入し、その有用性を評価するとともに社会実装を目指す。COVID-19 影響下では対面による子育ての情報・スキルの獲得は感染リスクをもたらすが、本事業のオンライン子育て支援プログラムは、COVID-19 を回避できるものである。

助成総額 : 1,500 万円

- ・事業名 : コロナ禍で日常生活を奪われた全ての人へ

実行団体名 : 一般社団法人和音ねっと（京都府）

事業内容 : コロナ禍における地域活動が制限される中、コロナにおける新たな社会的孤立が問題となっている。また、人間生きていく為に最低限必要な権利や保障が蔑ろに

される危機的状況である。特に弱い立場の人々へのしわ寄せは一段と増し、生きる希望も夢も語れる状況にない。特に公的支援に該当がボーダーであるがゆえに、「コロナ禍で日常生活を奪われた全ての人」への支援は必要不可欠であると思いから、①ひとり親家庭②新型コロナウイルス感染症による陽性者家族が入院や宿泊施設等で生活を余儀なくされ、残された家族の方々への支援（一時預かり宿泊保護事業・公的支援へ繋ぐ為の生活相談支援事業・食料支援等）に取り組むたい。

助成総額 : 1,000 万円

- ・事業名 : 困難を抱えた 10 代に LINE で相談事業
 実行団体名 : 認定 NPO 法人 D×P (大阪府)
 事業内容 : 経済的困難やひきこもり、障害などの背景で孤立しやすい 10 代に、LINE で相談を行います。オンライン上で気軽に生活相談や進路や就職に関する相談ができる仕組みをつくり、ひとりひとりの特性に合ったつながりと、本人が次のステップを踏めるよう働きかけます。直近の生活が逼迫した相談者には、食糧支援や現金給付（現金給付は既存の公的支援の枠組みを利用させることを優先としますが、緊急的な生活の立て直しと、落ち着いて仕事探しをするなど次へとつなげるために支給します）を行ない、スキルをつけたい相談者にはパソコン支給をします。虐待、自殺など重たい相談の場合は自治体、企業とも連携し、次の一歩へとつなげます。
 助成総額 : 1,800 万円
- ・事業名 : 精神的孤独に起因する自殺対策事業
 実行団体名 : 認定特定非営利活動法人 京都自死・自殺相談センター (京都府)
 事業内容 : 増加し続ける若年層の自殺を防ぐために、自殺の要因となる精神的孤独・社会孤立を抱える若年層に対して、3 つの事業を行う。
 1 つは、当相談センターにおいて若年層からの相談が多いメール相談窓口を拡充させ、短期・集中的に支援を行う。2 つは、ゲームフィクションを活用した相談アプリケーションの開発・運用を行い、長期・持続的な支援を実施する。3 つ目は、企業・法人を対象に、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる人材を増やすために実践的な研修事業を行い、企業のメンタルヘルスケア促進を図る。
 助成総額 : 2,000 万円
- ・申請事業名 : 困難を抱える親子の支援事業
 実行団体名 : 一般社団法人くじら雲 (京都府)
 事業内容 : 不登校の子どもや障害のある子どもを育てる家庭、ひとり親家庭など、困難な状況を抱えながら子育てをする家庭における、日常的な支援と関わりづくりをするため、話し相手や家事サポートなどの訪問支援、課題を抱えながら子育てをする保護者同士の語り合い会（オンラインでの実施も含む）、不登校の子どもの居場所づくりの活動を行う。助成期間終了後に、事業を持続できるよう、今年度人材育成や記録アプリの作成など仕組みをつくっていくことと、「ここにこういう場所がある」という情報を、必要とされる方に届けていくことに重点を置いた事業を実施する。
 助成総額 : 1,000 万円
- ・事業名 : ALBUM
 実行団体名 : 株式会社 MIRISE (京都府)
 事業内容 : 障害や難病のある人、ひとり親世帯の人、子育て中の人などの就労困難な状態にいる人に対しての「雇用創出」を行う。具体的には、EC サイトの開発及び運用、EC サイトサポートデスク設置対応、デザインや動画作成等の事業を行う。EC サイト（ネットショップ）は立地や商圏に左右されず県外や海外消費の獲得も可能であり、住み慣れた地域で事業を続ける手段としても有効である。また、Web 開発や更新作業、デザイン、商品仕入、商品

撮影、画像加工、検品、ピッキング、梱包、データ入力、SNS など、数多くの仕事ができるため、障害や難病のある人など、働きづらさを抱える人でも、その特性や得意分野を活かすことが可能であると考えます。

助成総額 : 1,700 万円

- ・事業名 : 京都コロナ在宅医療フォローUP 事業

実行団体名 : Kyoto Intensive area care unit for SARS-Cov2 対策部隊 (京都府)

事業内容 : 24 時間 365 日体制のコロナ在宅医療チームの立ち上げを行う。京都府のコロナ入院コントロールセンターと協働し、自宅に取り残された高齢コロナ患者の自宅に直接医師を含むサポートチームが訪問することにより、突然状態が悪化する事が特徴のコロナ感染症による、自宅での突然死を未然に防ぐ。自宅での状態が悪化した場合は入院の優先順位を上げ、速やかに入院処置とする。事業の派生効果は絶大なため、日本各地で現在急速に問題となっているこのセグメントへの医療対応について、近畿圏から他地域への指導を同時に情報発信する。現場最前線として、社会貢献としての「死」の回避が第一の貢献目標として持続可能な事業としていく。

助成総額 : 2,000 万円

- ・事業名 : 野外体験型フリースクール事業

実行団体名 : 認定NPO法人TSC (滋賀県)

事業内容 : スポーツ・アート・音楽などを学ぶ感性教育、キャンプや自然観察を通じた環境学習、農業体験や漁業体験など地域社会との交流などを通じて、子どもたちが生き生きと過ごすことができる自然体験型フリースクールを開校します。新型コロナウイルス感染症により、以前から社会問題となっていた不登校児童生徒や、日々の学校生活にストレスを感じ SOS を発している児童問題が深刻化する中、学校に行きたくないと感じた児童がいつでも気軽に通うことができる公園や、キャンプ場のような自然学校をフリースクールとして運営し、体験や交流を通じて持続可能な社会の実現に貢献できる子どもたちを育てることで、問題解決に貢献します。

助成総額 : 1,500 万円

- ・事業名 : 学生若者を蘇らせる手放す貢献プロジェクト

実行団体名 : 株式会社 革靴をはいた猫 (京都府)

事業内容 : 「手放す貢献プロジェクト」を社会実践教育プログラムとして展開して、若者活性化コミュニティを形成する。履かなくなった靴を再生・循環させる社会的な活動経験を通して、若者の社会的な動機を引き出す。並行してマインド教育を実施して若者のレジリエンスを高める。孤立した若者がプロジェクトを通じて仲間に出会い、マインドを変化させる機会をデザインする。連携団体のネットワークと若者の力を活かして、大規模かつ戦略的に広報して多様な若者と繋がるチャンネルをつくる。受益者に限らず社会的意欲が高い若者を積極的に巻き込み、若者が相互に刺激を受ける環境をつくる。地域に根ざした就労支援機関と連携して出口も確保する。

助成総額 : 1,000 万円

- ・事業名 : 脱孤立！地域資源を活かしたつながりの場

実行団体名 : 合同会社 SOULS (奈良県)

事業内容：ワンオペ育児のケアサポート、先輩ママの訪問による家事や子どもの見守りサポートや食事の宅配を行う。耕作放棄地で育てた野菜を宅配のお料理に使用、孤立したママの自立や社会との接点を取り戻すサポートと地域資源の活用としてすでに地域にある高齢者サロンとの連携により多世代が交流できる居場所と雇用を作り出す。また持続可能な自立支援を含めた循環型コミュニティを構築していくために移動式コミュニティーカー（飲食の提供・物販）を導入。必要な地域に出向いて小さな集落でのコミュニティの場を創り出す。食品加工・製造・販売を通して地域課題と社会の課題解決につなげる。

助成総額：1,500 万円

- ・事業名：少女の避難基地と夢を育てる事業

実行団体名：一般社団法人京都わかくさねっと（京都府）

事業内容：コロナ禍で社会的孤立や貧困、暴力被害が深刻化する中、生きづらさを抱える若年女性が増えています。本事業は、地域に「少女の居場所」をつくり、相談対応や食事や必要物資を提供するとともに、継続した関係をつくり少女のエンパワーメントを支える事業です。現在、若者に人気のホテルでのお昼寝や自立援助ホームなど4カ所で開設している居場所のほかに、夜の避難場所やアウトリーチ、SNS など繋がる場を増やします。次に安全な環境のなかで少女たちが自身を振り返り、少女主体の活動の社会モデルを作ります。そのために関係団体とネットワークを構築し、総合的な支援体制を作り入口から出口まで継続した支援を目指します。

- ・助成総額：1,000 万円

4 社会デザイン事業（収益事業1）

2022 年度、公益目的事業2 知恵知見の蓄積事業の一環として開講した「風伝塾」塾生である経営者間において、社会デザイン事業の種を育て始めたが、事業化には至っていない。

5 社会事業家育成事業（収益事業2）

社会事業家育成や、社会事業家と共に社会課題解決を目指す行政職員育成を目的とした塾。コロナ禍を受けて全面オンライン化にして2 期目、「A-KIND 未来設計実践塾」第8 期を実施した。

「A-KIND 未来設計実践塾」第8 期

開催形式：原則オンライン

期 間：4-12 月

11 月 主催企画「信頼デイ」への参加は必須

受講者数：37 名

受講料：3 万円

Ⅲ. 管理・研究部門

1 業務執行体制

1-1 業務委託体制の拡充

金融資本に対する過度な依存が増大させている社会問題の解決には、社会関係の増幅が役立つと考えてきた組織として、当法人自体が良質な関係性を増幅させながら業務を行うモデルを目指し、社会事業塾卒塾生などへの業務委託の仕組みを引き続き試行している。

1-2 インターン生の受入

社会的風潮で、インターンという名の短期（3日程度）職業体験が一般化しているため、社会課題や社会事業について学びながら仕事のやり方を学んでもらうことが困難になっている。そのため、一旦インターン募集を停止し、敢えて長期を望む希望者のみを受入れるように変更した。

1-3 コミュニティスペース運営

当法人オフィスが入る建物「風伝館」内の無料貸出コミュニティスペース運営業務を引き続き受託することにより、オフィス賃料を抑えている。

2022年度も引き続きコロナ禍で活用が出来なかったが、年末から徐々に使用のルール緩和ができるようになった。

2018年から使用を続ける癌患者やその家族をサポートする京都大学田村恵子看護学教授代表の「ともいき京都」。2022年度、人数は絞ったままであったが、コロナ前のように毎月相談事業を実施することができた。月1回の安定的継続は、コロナ禍における癌患者の安堵につながったものと考えている。

2 研究会

地域デジタル通貨の発想も取り入れた「持続可能なコミュニティ経済の創造」のための研究を2019年度末に開始したが、フィールドワークができないため、2022年度も休止が続いた。

当法人以外のメンバー：

齊藤賢爾氏 早稲田大学大学院経営管理研究科教授 ブロックチェーン研究者

小川さやか氏 立命館大学大学院先端総合研究科教授 文化人類学者

高野雅晴氏 株式会社ビットメディア代表取締役 デジタル通貨専門家

3 広報体制

メールマガジン（月1回発行）およびSNS（主にFacebook）にて、活動全般に関する定期的な発信を行い、引き続き事業への賛同者や社会事業家支援者の拡充をはかった。

2023 年 1 月、設立 15 年目に入ることを視野に、構築してきた社会関係性の可視化をはかるべく、当法人の考えを発信する「シンライノコトバ」を刷新した。

以 上

公益財団法人 信託資本財団

2023年度事業報告

I 基本方針

各事業の具体策について振り返れば、設立の年に始めた無利子・無担保・無保証融資（信託資本融資）、対面での社会事業家知恵知見の共有、2011年の東北大地震後に開始した共感助成、2015年に開始した社会事業家育成塾を中心としてきた。

2023年度、激動する世界情勢の大きな影響を受けている国内にあって、こうした社会の問題解決に見合った具体策へと更新していく必要があるとの認識から、その移行準備の年となった。

==

定款にある設立目的を再確認しておく。

（目的）

第3条 当法人は、良好な人間関係や知恵のような目に見えない資産（無形資産）の創出と蓄積に重点を置き、そのような無形資産の創出、蓄積に資する①地球環境の保全または自然環境の保護及び整備等の環境の保護、②自動又は青少年の健全な育成などの教育の充実、③障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援等の社会福祉の増進、④地域社会の健全な発展の促進等の地域振興に、それぞれ寄与することを目的とし、このような無形資産が評価され流通する仕組みを備えた新しい資本制度（信託資本制度）の実現を目指す。

II 事業内容

1 融資事業（公益目的事業1）

1-1 信託資本融資

社会事業家を発掘、育成していくための無利子・無担保・無保証融資事業。融資可否の結果に関わらず、社会事業家の相談を受けることでその育成を促進している。

a 通常融資

年2回募集。募集期間2—3月、7—9月。

・新規融資対象者：

株式会社人と音色 兵庫県神戸市 融資額300万円

発達特性のある子どもたちを対象とした音楽教室を兵庫県、東京都で展開。

b つなぎ融資

国または地方公共団体ないしそれに準じる組織から補助金、助成金等の交付を受けるまでの資金のつなぎを目的とする融資。随時募集。

・新規融資対象者：

認定特定非営利活動法人キッズドア 東京都中央区 融資額 1,000 万円
日本の子どもの貧困課題の解決に取り組んでいる。

1－2 金融機関との協働融資

下記の仕組みで 2014 年以來金融機関と協働して実施し、2021 年に協働契約を解消したが、引き続き 1 社のみ利子補填期間が残っている。

テラエナジー株式会社 京都府京都市 協働融資額 2,000 万円

＝＝＝

協働融資の新規募集は終了。

独自融資枠では事業発展資金手当が不足する成長期事業向け融資の位置づけ。当財団が、第 1 次審査として、書類審査・本社訪問・面談を実施する。通過した事業者に対し、協働先である京都信用金庫もしくは日本政策金融公庫が第 2 次審査を行う。

融資を受けることが決定した事業者は、京都信用金庫もしくは日本政策金融公庫への返済時利子を支払うが、当財団が利子相当額を事業者に助成することによって、当該事業者は、結果的に無利子で融資を受けることができる仕組みである。

1－3 事業相談会の実施

融資・助成中の事業者、同応募検討者をはじめ、広く社会事業に携わろうとしている人、既に携わっている人を対象に、代表理事が事業相談を受ける相談会である。

各回 5 組。

第 1 回：3 月 11 日（土）

第 2 回：8 月 5 日（土）

第 3 回：12 月 2 日（土）

2 知恵・知見の蓄積事業（公益目的事業 2）

2－1 良質な知恵・知見および人的ネットワークの蓄積

本年度も、共感助成を開始する際に、すべての代表者と信頼責任者（事業の支援者計 3 名）から、社会課題解決に関する知恵知見提供を得てデータとして蓄積した。

2－2 知恵・知見蓄積ウェブシステムの構築

蓄積した知恵・知見をベースに、社会的事業や課題に関する解決策を求める事

業家と、これに対応する知恵・知見・技術を持つ事業家をウェブ上で結びつけるシステム構築に向けては、活発に動くことができなかった。

2-3 知恵知見ネットワークの活性化

相互扶助しながら社会課題解決に力を尽くしてもらうべく、社会事業家や支援者のネットワーク構築や拡張に向けた場を設けてきた。

2023 年度は、主催企画の実施から各地で社会事業家が主催する社会事業家交流企画（「信頼 Days」と呼称）開催支援へと移行した。

- ・7月：信頼 Days 那須（東日本中心に様々な領域の社会事業家が出席）出席者約 50 名
 - ・9月：信頼 Days 奈良（森のようちえんを軸に教育関係者が出席）同 約 40 名
 - ・11月：信頼 Days 関西（会場は京都。近畿圏を中心に関東東北含め様々な領域の社会事業家が出席）同 約 100 名
- ※10 年間主催してきた「信頼デイ」も吸収される形となった。

3 助成事業（公益目的事業3）

3-1 共感助成事業

「共感助成」事業は、事業指定助成である。随時助成希望団体から申請を受け、審査の上、助成先を決定し、これを「共感助成先」としている。

寄付者は、共感助成先の中から支援したい事業者を指定して寄付をし、その寄付金をもとに助成を行う。共感助成先の社会課題解決に向けた学びや相互扶助ネットワークづくりのための場の提供、広報面での支援を行っている。

助成総額：17,160 万円

3-2 基金からの助成実施

こんな団体を応援したい、こんな人たちを救いたい、この遺志を活かしたいという個人やグループ、企業等法人の思いを形にする「あなたの信頼基金」第1号「苦しい思いをしている子ども」への支援をしたいという個人からの寄付を原資とした基金による助成を実施

助成先：認定特定非営利活動法人キッズドア

助成額：500 万

採択理由：2011 年、創成期の同法人を共感助成先として以来、認定 NPO となった 2021 年まで伴走をしてきたため、同団体の目覚ましい成長を十分に把握しているが、基金を設立したご寄付者の意向に最も合致するとの審査結果となり採択に至った。

3-3 休眠預金助成事業

2022 年 3 月すべての事業を終了したが、その後当該助成を使用して行うことがふさわしいと考えられる事業がないため申請を休止。2023 年度も同様の状態が続いた。

4 社会デザイン事業（収益事業1）

社会事業経営者向け社会事業塾として2022年度に開講した「風伝塾」の所属する社会事業経営者を中心に、社会事業家相互扶助支援の仕組み構築に向け検討を重ねているが、実質的な動きには至っていない。

5 社会事業家育成事業（収益事業2）

社会事業家育成や、社会事業をサポートする行政職員育成を目的とした「A-KIND 未来設計実践塾」第9期を実施した。

「A-KIND 未来設計実践塾」第9期

開催形式：原則オンライン（ハイブリッド開催も実施）

期 間：4-12月

受講者数：20名

受講料：5万円

Ⅲ. 管理・研究・広報体制

1 業務執行体制

1-1 業務委託体制の拡充

金融資本に対する過大な依存が増大させている社会問題の解決に、社会関係性増幅が役立つと考えてきた組織として、良質な関係性を増幅させながら業務を行うモデルを目指し、社会事業塾卒塾生などへの業務委託の仕組み構築を引き続き試行した。

1-2 インターン生の受入

引き続きインターンという名の短期（2、3日）職業体験が一般化しているため、社会課題や社会事業について学びながら仕事のやり方を学んでもらうことが困難になっている。

腰を据えて社会事業について学びたいと考えている大学生の受入れを続けている。

1-3 コミュニティスペース運営

当法人オフィスが入る建物「風伝館」内の無料貸出コミュニティスペース運営業務を引き続き受託することにより、オフィス賃料を抑えている。

2018年からスペースの使用を続けてきた癌患者やその家族をサポートする京都大学田村恵子看護学名誉教授が代表を務める「ともいき京都」の活動は、コロナ禍の下、風伝館からのオンライン発信を中心としていたが、2023年半ばか

ら、コロナ前の、月 2 回、会場(風伝館)に集まっていたいて開催する形式に戻った。

また、グリーンケアの会も別途開催が始まり、より多くの人に寄り添う場の運営を毎月行うことができている。

2 研究会

地域デジタル通貨の発想も取り入れた「持続可能なコミュニティ経済の創造」のための研究を 2019 年度末に開始したが、フィールドワークができないため休止した。

2023 年度は再構築検討の年となった。

当法人以外のメンバー：

斉藤賢爾氏 早稲田大学大学院経営管理研究科教授 ブロックチェーン研究者

小川さやか氏 立命館大学大学院先端総合研究科教授 文化人類学者

高野雅晴氏 株式会社ビットメディア代表取締役 デジタル通貨専門家

3 広報体制

メールマガジン（月 1 回発行）、SNS（主に Facebook）、当法人ウェブサイト掲載の「シンライノコトバ」にて、活動全般に関する定期的な発信を行い、引き続き事業への賛同者や社会事業家支援者の拡充をはかった。

以 上